

殿様御逗留。御届書今朝に御用番田沼主殿頭様え楨造酒右衛門罷出差出候處無御滞御請取被成候由。

深谷宿よりの御飛脚御足輕同小人今日四半時過四半差立申候。尤御雜用五十金差遣し候様御寄付小頭關右衛門申右衛門相渡申候。

七月十一日

◎七月十一日、留

御在處より小人五半過八日立にて着。御用狀到來。淺間山大焼に付荒々申來り候は左之通り。

淺間山五月二十六日より度々焼立候得共、格別の儀も無御座候。

當六日末之刻より焼出し致震動候事夥敷、戸障子響焼け音にて物申事も聞え兼候程之震動にて、晝夜止事無御座、空へ焼け上り候事石降り候處雨の如く、火勢之響大風之如くにて、焼先は東之方え倒れ候故、小諸の方えは石も參り不申候得共、小諸より見請候處大さ大茶碗程中には手桶程なる焼石空へ焼け上り其上稻光り烈敷無止時候故、小諸御城内御家中町家は不及申、二夜一統に臥り不申、震動之内より大筒撃の如く空へ鳴出し候事、殊に一貫目の鐵砲亂撃致せ

し如く之次第御領分の内平原村鹽野村八滿村馬瀬口村々は追々手寄々々々へ逃げ候て、人一人も其處には居合不申。七日夜中足輕一人坂本より着仕候者へ承り候處峠は片手にて漸々持候石四尺又は三尺程も道の端へ溜り申候間、半死半生にて小諸え着仕候、峠より坂本の方別て強く人死等も御座候由。小諸御城下町多分荷物を仕廻、手寄……へ逃去り御城内御家中家々内には難居り、外へ罷出居、此上只今の分にて御座候者、婦人共は何方へか爲立退も可仕候哉と其用意仕候。八日立飛脚に申來候、右飛脚の者物語り仕、其後淺間焼の内、に焼押にて堤崩仕淺間山北東之方の裾通東の方へ押出し、焼岩を利根川へ押出、水中に焼居り候を見候て罷下候由に御座候。

七月十二日

◎七月十二日、留

殿様深谷驛御出立板鼻宿迄御着。同驛に御止宿被成候に付、申の下刻御飛脚着。三左衛門より御用狀内別紙共に致到來。

七月十三日

◎七月十三日

板鼻宿より御飛脚己の中刻過到着。殿様板鼻驛にやはり御逗留被爲入所御機

嫌能被成御座候由御供之面々無相替趣に申來候。乍去峠より先一切通も無之由にて、何つ御出立と申趣も不相知候由、三左衛門より内別紙に申來候。依之評儀之上御用番様へ御伺、並淺間大燒之御届等出候模造酒右衛門へ申達候。

七月十四日

留

水野出羽守より御使者。右は淺間山大燒に付板鼻宿に永々殿様御逗留被成候に付、御見廻の御使者殿様御直答被進候。

昨日、藤井御關所通被成度旨に付、御伺御用番田沼主殿頭様へ御留主居を以て御差出しの處、今日御附紙にて、勝手可爲次第旨御留主居被召呼御渡被成候。

右御差圖相濟候に付、未の中刻馬飛脚板鼻宿迄差立申候。

七月十五日

留

殿様御道中御逗留に付、御在所より御飛脚其驛迄參り留り、小人は二字不明罷越申候。右小人今朝返し申候。御用狀等遣し申候。

七月十七日

留

鹽野村眞樂寺より淺間山大燒にて御奉行方へ御届申出候由に付、此方様よりも

未だ耽とは不相知候得、共同寺より御届申上候に付、先一通御届に成候。先達馬飛脚にて被遣候御足輕三人、板鼻より今日川止、彼是にて七半時頃罷歸候。早速一列其外向々にても相詰申候。御届書等出來申候。御届書左の通り。

先達追々御届申上候通り、去る九日より上州板鼻驛に止宿逗留仕候處、碓氷峠一切往來無之、早速旅行難仕御座候に付、藤井御關所通り信州香坂え相懸り岩村田え出で旅行仕度儀に御座候得、其後峠步行立ち可成にも相成候様子御座候間、今十五日當驛出立仕候。尤往來相成數日滞在仕候ては、宿驛旅人の妨にも罷成、其上米穀等迄差支未だ難澁の趣御座候に付、無據出立仕候。此段御届申上候以上。

御名

七月十八日

留

淺間山大燒に付き、別當鹽野村眞樂等より御届申候に付、先格の通り此方様よりも左の通り御届に成候。

淺間山、當五月廿六日より燒初まり、去六日未刻より別して大燒仕り、麓は大石

等焼崩れ震動甚しく上州の方へ焼石砂降り、大邊の儀に付、淺間山別當私領分
信州佐久郡鹽野村眞樂寺より、社寺奉行所へ相届申候旨申出候。私領分淺間
山近邊村々は住居相成難く、多分逃去り申候山。當時城内別條無御座候得共、
村々損毛等の儀如何程に可有御座候哉難計旨、在所家來共より申越候間此先
づ御届申上候。

御名

八月十三日

◎八月十三日、留

八朔之御祝儀相濟候。御皇上被差出し御用番久世大和守様へ、鳥居丹波守様へ、
水野出羽守様へ、河合作兵衛持參。
左之通御届久世様へ同人罷出申候。

私領分信州小諸。當五月中雨續き、宜田方植付候處に其後雨天勝故、土用中不
時之冷氣にて、出穂一統無之、例年より格別旬後相成、其上先達御届申上候通、淺
間山大焼にて、去月六日より震動強く、百姓共村々逃去、右麓より出水掛候分は、
硫黄之惡水懸堰筋水上所々押崩候得共、右繕普請者不申及其外田畑手入等も
不仕、此節百姓共追々立歸候得共、手入格別後申候之間、田畑諸作共に右に准當

時生立甚不宜次第御座候。以上。

打續秋暑強く御座候得は、上田之分は立歸可申哉、一体寒國之儀故、土用中生立
不宜、例年秋霜早土地に御座候得は、彌不熟可仕奉存候。依之損毛等の儀如何
程可有御座哉難計奉存候間、先此段御届申上候以上。

八月七日

御名

御米三十俵両に五斗五升の直段にて岸本より御買上

八月二十日

◎八月二十二日

先達殿様御發駕深谷宿迄御出被成候處、淺間山大焼に付御逗留、御様子不相知候
尤御足輕與太夫御中間徳次郎と申者、本庄宿迄晝夜掛飛脚差遣候。御旅中にて
も御酒代被下候得共。此方にて二十疋つづ被下様、御在所へも掛合の上被下
候。並御足輕三左衛門、是又板鼻宿に御逗留被遊候由にて、御雜用持せ遣候。御
旅中にても御酒代被下候。此方にても爲酒代十疋被下候。尤佐左衛門道中小
人兩人差遣。是は御在所へ直に板鼻より參候。

右同斷に付、御飛脚御足輕喜曾七、斧八是は御旅宿にて不被下、此段二十疋づ、御

九月十九日

酒代被下候。

◎九月十九日、天吉

御在所よりの御領分甚悪作に付、晝夜懸宿次御用狀卯中刻過到來。御在所よりの宿次甚之悪作右に付、權左衛門宇右衛門夕詰致候。

當年小諸格段之凶作に付御勝手向之儀從 若殿様五郎左衛門へ、御頼之御意御座候。權左衛門、宇左衛門出座致し、御内々太郎兵衛儀も罷出候。右凶作に付、左之通被 仰出候段相達候。

御人減に付御在所へ被差戻候段相達候

大和田多仲

御頼御免政御近習四人高に申達候

榎 多藏

御頼御免九人高之内

室加 軍藏

政七人高にて御間合候様御達候

大野 茂八

兼て家貞願之筋も有之候に付御頼御免之段申達候

黒田鐵次郎

九月二十日

◎九月廿二日、天吉

西久保様より御使者之御挨拶として、宇左衛門晝過より罷在候。

小川政藏御頼 御免之儀、今日以御目附申達候。甚左衛門御用部屋へ爲御請罷出候。

御在所不作に付、與中段其外諸向へ書付にて以御目附申達候。尤與中段へは御降之者へ左之通書付にて申達候

奥御附へ

中段御附へ

此度、御領分格段之凶作に付、是迄茂御不自由之御幕方には候へ共、猶又明年御收納迄は、御合力等殊に余分にも可被相減と申次第に、御在所よりも申來り候。右に付は、明年迄何様にも御格外に御取筋、各被盡評儀候との御取凌筋申談格段に御幕之道御取筋細に被申出候様致度、尤誠當一ヶ年之御凌、何様にも被相附候處專一之儀故、追而の御格合にも決て御取用等には成間敷御事と存候。兎角各御情分を以て何様にも御取凌御座候様致度存候。尤女中も格段不被減候は、別て御合力御不足多に御座可有段、御在所よりも申來候。

大廣間

御留主居
 押合
 御人割
 兩御刀番
 大納戸
 御小納戸
 御近習
 御祐筆
 御進物方
 御料理人
 御藏方
 御茶方

此度御領分格段之不作に付、此上御公務御取續所專之事に候得ば、追ての例格にも御取用被成間敷御事に候得ば、不依多少御益筋ヶ様くと申儀一と向切に得と被申談、御取ノ筋格段に被及御沙汰候様致度、誠に此度之儀は各情力を以御入用少々相凌、何様にも御取凌無之候得は、中々中々御行届不被成御時節故、此段申

違候。御役方之面々は、別て詮義に詮義を被盡、早速被申出候様に致度候。

右書付兩御目付へ於御用部屋相渡申候。

十月五日

◎十月五日、曇

今己刻過、御在所方御飛脚にて申來、上州邊百姓共の由にて、大勢致騒動輕井澤罷越所の者を無利狩集、沓掛宿にて一軒打潰、追分宿にて右人數辨當申付、夫より發地村梨澤村へ罷越、大勢狩集内藤志摩守様御陣家下町家にて勝手宜敷者共都合十三軒打潰、其所にて案内無利に申付、志賀村へ參り、夫より追々人數も大勢に相成、佐久平へ參り、小諸へも罷越候趣に候、依之早速御届申入可申儀、彌罷越候はば隨分取鎖可申候得共、無法狼籍之次第にて、手に餘り候はば鐵砲玉込にても相成可申哉之伺等入可申哉、被是申來候。依之早速水野出羽守様御本家様へ權左衛門罷出申上候。尤辰の口様にては、奥様へ申上置候。西久保様にては、段々之次第太郎左衛門殿軍兵衛殿へも相咄し候て、御用心金三包包、相願候處、格別之事故、早速御承知御供被爲進候。

御用番田沼主殿頭様へ横造酒右衛門御届出、御伺書持參、公用人へ内掛合致候處、

少々文言望等有之、明六日御登城前に差出候積りにて罷歸り候。山村宇兵衛義も、西久保様へ罷出、御金請取罷歸候。

御在所も御人少々候段申來候間、御足輕共之内中年之者共七人出立申付候。御在所より小人飛脚到來。上州百姓共致徒黨大勢罷越、追分岩村田へ罷越申候由にて、發地村梨子澤村百姓をも。

十月六日、雨

今朝御用番田沼主殿頭様へ、横造酒右衛門左之通御届書御伺書持參致し候。

昨二日信州追分宿邊へ、百姓共大勢相集り、私在所同國小諸領へ押寄候趣、追々注進有之候。然處同日夜、遠藤兵右衛門御代官所、同國佐久郡村内々藤志摩守領分同國岩村町家打潰及狼籍候由。依之私領中へ罷越候はば、何様にも取鎮候様家來共へ申付置候。右之通近頃騒動仕候儀に付、先此段御届申上置候以上。

十月三日

御名

同日御伺書左之通。

別紙御届申上候。信州佐久郡百姓騒動之儀に付、私領分境へ家來差出取鎮候

様申付置候、若此上領分へ罷越及狼籍候節、利害申聞候而も若不相用相働難取鎮候はば、鐵砲にて打拂品に寄玉込相用候ても苦々間敷哉、此段奉伺候以上。

十月十三日

御名

今般足輕七人御在所へ差立申候。尤金子三包差遣候。

西久保様へ昨日御金子御借用被爲進候御禮段々御心入被爲進、太郎左衛門殿伺に被參候義、旁々御使者軍太夫相勤申候。

稻垣太郎左衛門殿、信州邊百姓騒動に付、伺旁々被參候。

御用番様方御切紙到來に付、河合作兵衛罷出候處今朝御伺被成候御差圖御附紙書面之通可被致候。御附紙可被致書面之通。松平右京亮様板倉伊勢守様、内藤志摩守様、松平玄番頭様方も、段々百姓騒動に付、御届書御伺書被差出候由、奉札にて御知せ被仰進候。

此方様方も御知らせ奉札御本家様初御同性様方御権門様方御近親様方へ奉札にて御知らせ差出候。

御在所方小人飛脚到來。徒黨之百姓共當月三日御馬寄村へ參り、穀屋二人打潰

十月七日

夫方八幡宿へ参り三人撃潰、夫より茂田井山部村へも参り候由申來候。

◎十月七日、天吉

夜九時過木村左十郎御足輕一人、左十郎 小人一人着。百姓騒動之次第細々書面に書取かたく候間、此度左十郎差遣候間逸々相尋候様に申來候間、一列何も即刻相詰右之様子承り申候。

十月八日

◎十月八日、雨

昨夜木村左十郎御足輕龜八着。百姓狼籍働之次第、御城下町へ六百人程罷越。穀屋三軒打潰可申旨申付。寺院町役人共罷出、段々取扱申候所、先勢は先聞入候哉引取申候。翌六日菱野村に参り、一軒打潰し火を懸、夫より後平にて一軒布下村にて一軒打潰申候由に左十郎申聞候。御用番様へ御届書、左之通差出。

先達御届申上候通、信州邊へ百姓共大勢追々人数相集り、昨三日夜、私領分中山道御馬寄村へ罷越、穀屋二軒、八幡宿にて軒屋三穀打潰、家財等持出踏散其上百姓共右一統へ組不申候得者、村中打潰或は焼拂可申との甚及狼籍退散仕候由。

追々村役人訴出申候。尤上州、信州邊之由。當時は千四五百人程に可有之趣相聞、往還は罷通不申、野山無差別罷通理不順之次第御座候。領分百姓共も加り候哉難計奉存候間、吟味仕可申上候得共、先此段御届申上候以上。

十月四日

御名

先達而御届申上候徒黨之者共、彌人数相増追々諸方へ押入、家居打潰或は焼拂家財雜具等打崩、甚狼籍増長仕押來候趣、其先々より相聞へ申候。然處昨四日私城下へ押掛罷越候旨に付、家來手人数にて城内入口爲相固申候處、同日夕七時前に城下與良町口より凡六百人之外も罷越候處、段々利害申聞納得仕、城下町相離れ領分北之山手村方え罷越申候由、乍然先々狼籍仕候者之義御座候間、其分に難差通爲召捕申度候得共、跡手千五百人程亦々押來候趣、追々注進仕候に付、彼手當仕候内、西の方自他之在家へ押入、家居打潰又は焼拂其外亂妨狼籍之次第相聞、當時難相納り趣御座候。猶南上州邊よりも徒黨之相催押來候旨、風聞有之候。右之次第故、領分所々打潰候之段注進仕候得共、家來難散御座候に付、旁以此段入御聽置申候以上。

十月五日

御名

別紙御届申上候通、上州者信州輕井澤近郷者之由、其外追々人數相催志賀村迄打潰候風聞之處、昨三日晝頃凡千五百人程之人數に相聞、野澤村有德之者四五軒打潰、中櫻井中込村にても狼籍相働嶋形邊へ火を懸、同日夜私領分中仙道御馬寄村へ參り仕寄候休故、兼て申付候に付色々利害申合、先勢は内扱承届候處跡勢の者無二無三に打潰、八幡宿へ二三軒打潰申候次第者、斧にて楹切潰或は家材雜物取出散々に引散し候内、其後領分布下村にて一二軒打潰、茂田井村山部村へも參り潰趣申候に付、近村人數催固の差出置、途中へ出迎内濟申談候而、其上防申度段訴出申候。領分鹽名田耳取村邊迄も少々宛人數參り候趣、進々注進仕候。穀屋共打潰候事は勿論、其外村々へも罷越、少も有徳なる者へは無心中懸成は其村々にて徒黨相勸不同心に候得者、直に打潰候様子相聞御料取中原村百姓一二軒焼拂或潰申候。御（不明）之其次第、強盜之沙汰に相聞在々にも中々不及自力以人數相防候様、追々願出候得共、城下えも押來候段申出手勢難散第一多勢にも御座候はば一通りにも防兼可申義、飛道具等用候事は格

別重儀にも奉存候に付、不奉得御差圖候得は難申付け、鐵砲等万一相用候は徒黨之者共一段氣立若死之覺悟にも相成候節は、容易に難取鎮筋に奉存候、再應も利害申合、何様にも和に申鎮候様にと情々申付置候ては、差圖を奉待候。乍然段々人數も多く相成手勢少々の儀、万々一及手詰候節は、御差圖を受不申以前にも不得止事候節は、飛道具相用候義も難斗奉存候に付、此段は先被（不明）置可被下候様仕度奉存候。城下邊へは追々押來候趣申聞候に付、此段申上候以上。

十月四日

御名

先達て御届申上候徒黨者共、彌人數相増追々諸方へ押入家居打潰、或は焼拂家財雜具等打崩甚狼籍増長仕押來候趣、其先々々相聞候。然る處昨四日私城下へ押懸罷越候旨に付、家來手人數を以城内入口爲粗固め申候處、同日夕七時前城下與良町口より凡六百人之餘も罷越候處、段々利害申聞納得仕城下町相離れ領分地之山手へ罷越申候。乍然先々狼籍仕候者儀に御座候間、其分に難差通し爲召捕申度候得共、跡手千五百人程亦々押來候趣、追々注進仕候に付、彼是

手當仕候内、西之方自他之在家へ押入家居打潰し、又は燒拂其外亂妨狼籍之次第に相聞當時難相治り趣に御座候。猶此上南上州邊方も徒黨相催押來旨風聞有之候。右之次第故、領分所々打潰候段注進仕候得共家來難散御座候。旁以此段入御聽申候以上。

十月五日

御名

右之通四通御届書被差出候に付、横造酒右衛門御用番山沼主殿頭様へ致持參候。明朝木村左十郎御足輕龜八、並小人被差立候に付、金百疋左十郎へ被下。尤御用部屋におゐて權左衛門申達候。御足輕龜八へは酒代二十疋被下段假支配遣酒右衛門申達。

御在所御家老共へ從 若殿様此度之徒黨心勞可致旨に付御書被下候。尤御用人へも御加筆被下候。

權右衛門方より御在所御(一字不明)頭へ此度之一件に付、書狀差遣候。尤支配之御足輕其心勞晝夜太儀之趣も加筆致遣し候。

十月九日

◎十月九日留

今朝木村左十郎御足輕御在所より立歸り、走小人同一人差立申候。

西久保様日比谷様へ御内用にて、宇右衛門罷出候。

御在所より九時半迄御飛脚到着御用狀來候。上州信州騷動之百姓上田御領分村々へ罷越候處伊賀守様より御人數被 出追散し三十人計被召捕候由にて、先此段餘事の様子に無之落着之趣申來候。

十月十日

◎十月十日、天吉

西久保より武三右衛門、此度百姓騷動事に付爲御機嫌被參候。

十月十四日

◎十月十四日留

昨十三日小人着御用狀來に付左之通御届被成候。

先達御届申上候通、私領分へ罷越候狼籍者之内、此節十一人召捕吟味仕候處、何も右徒黨へ組候者之趣相聞候に付、入牢申付置候先は此段御届申上候以上。

十月十日

御名

以別紙御届申上候通、於私領分召捕置候者如何可仕哉、此段奉伺候以上。

十月十日

御名

先達て御届申上候上州信州邊狼籍者之内、私領分百姓共加り候哉、追々吟味爲仕候處、廿五六人程當時相見へ不申候由、徒黨之者共勸に付無據罷出候哉、俱々及狼籍於先々被召捕候義も難斗奉存候に付、此段入御聽置申候以上。

十月十日

御名

右御届御用番様へ楨造酒右衛門致持參候。

昨日御届に付、御勘定奉行山村信濃守様より左之通御切紙。

申達候儀有之候間、各々之内一人、只今早々自分宅迄可被罷出候以上。

十月十五日

山村信濃守

牧野遠江守殿

右之通御切紙候間、造酒右衛門早速罷出候處、左之通被仰渡候。

御領分にて被召捕候狼籍者十一人、不取逆様手當致し、早々呼出江戸表着次第可被相届候以上。

卯十月

御用番田沼主殿頭様御呼出に付、楨造酒右衛門罷出候處、昨日被差出候御届書

十月十六日

え左之通御附紙。
山村信濃守方へ引渡候様可被致候。

◎十月十六日、天吉

櫻井徳右衛門様へ、昨晚軍太夫罷出、御頼申上候。此度御領分村々打潰被申候者共、御見分之御沙汰も御座候被仰知候様申上置候處、委細御承知被成候御手紙來候。

十一月五日

◎十一月五日、天吉

山村信濃守様へ、小諸にて召捕置候拾一人之者先達て御差圖之通可差出様、又は牧野大隅守様より被仰渡之趣に付、山村へ彌差出可申哉、又は大隅守様より被仰渡御通に可取計哉之爲、作兵衛昨四日罷出候。右御挨拶御留主に付、早速不相濟今晚右之御挨拶左之通。

主殿頭へ山村様より御伺之寫。

去月十五日私方へ引渡候様御下知相濟候、牧野遠江守領分にて捕置候者、御關所手判札有之未出立不仕之由。然る所町奉行並松本伊豆守赤井越前守より、

取計方伺相濟候書面之内信州上州領主にて召捕候分は其領主にて御料私領居村名所等相糺候様に可仕旨申上候に付其段町奉行より遠江守家來へ申渡有之候得共右捕置候者共は先達御差圖も相濟候義に付私方へ可差出哉如何取計可申哉之旨遠江守より問合申聞候。右は掛より伺不相濟以前に遠江守より取計之儀相伺候儀故私方へ引渡候様被仰渡候義に奉存候。其後懸りの者より伺之上向々へ達も仕候儀に奉存候上は遠江守在所に捕置候者共も未出立以前之儀に付外並之通領主にて相糺候上取計方等之儀は右掛りへ申達候様私方より懸合候様可仕哉奉伺候以上。

卯十一月

遠江守領分召捕候者共不取逃様手當仕差出可申旨先達被仰付候處確氷御關所御手判之儀に付手問取候以在所出立不仕候然處此度町奉行所より御書付を以被仰渡候趣に付此上取計方之儀奉伺候通御仰之上被仰渡候は右十一人之者共當御奉行所へ差出之不及此上取計方等之儀は右掛りへ相伺可申旨被仰渡奉畏候。早々在所へ可申遣候右爲御請申上候以上。

卯十一月十五日

牧野遠江守家來

榎造酒右衛門

右之趣山村信濃守殿へ差出候。

十一月六日

○十一月六日時雨

西久保様へ先達百姓騒動に付御見舞長岡よりも御足輕十一人被遣其上三百兩御金子等も御遣候。旁々御挨拶之御使者權左衛門罷出候。御在所より宿次にて八時前御用狀別紙到來。

十一月十日

○十一月十三日風

松平右京亮様より昨日御手紙にて押合一人可能出旨申來罷出候處に左之御書附二通御渡被成御。

同上

水野出羽守殿御渡し御書附之寫二通之内。

大目附え

武州上州信州村々當七月中淺間山燒にて田畑泥入並石砂降候場所取片付之

儀私領之は勿論之事に候。併一統難儀之趣に付此度堤川除之外私領内相用
惡水路通橋等も御普請被成下其土地難儀之輕重に隨ひ村々組合せ右御普請
村受到致し御料所一同當時農業手透之時節御救之爲め仕立方被仰付候間、右
餘力を以田畑起返等出情可致旨、銘々領分知行村々え可被申渡候。

卯十一月

右之趣別紙名前之面々へ可被相觸候

別紙觸書之趣可相達之分名前

- 阿部 能登守
- 松平 右京亮
- 松平右近將監
- 秋元 但馬守
- 板倉 伊勢守
- 牧野 遠江守
- 松平 玄蕃頭

昨十二日阿部備中守様御當番之節御渡被成候御書付兩通左之通。

卷上

田沼主殿頭殿御渡候御書付寫兩通之内

御奏者番

寺社奉行

大目付え

都而在方取締方之儀に付先達而相達候上野下野武藏信濃常陸五ヶ國之外國
々御料之分銘々支配御代官え別紙之通申渡候様御勘定奉行え申渡候間上野
下野武藏信濃常陸右五ヶ國之外領分知行又有之面々私領にても右に准し取
扱可申候。

右之趣向々へ可被相達候。

十一月

別紙卷上

御勘定奉行へ申渡候書付。

在方に於て何事に不依徒黨之儀申勸候者有之候はば其村者不及申最寄村之百姓共申合右之場所へ罷越徒黨之内頭取並重立候者を見定搦取候様致し若し手に難及申はば住所名前等聞糺支配他村御料私領等之差別相認支配御代官所又は支配違之御代官所へ最寄次第可差出候。万一捕違名差違等有之候儀不苦。尤徒黨之者共仇を不致様取斗ひ遣し相應之御褒美可被下、万一遺恨を以科なき者之名前を申立候事有之おゐては吟味之上可被行重科候間、村々心得違無之急度相守兼而心懸候様支配所限村々小前之者迄不洩様申渡、請書印形取置村役人其外小前之者共迄銘々之居宅へ右之書付張置候様可被渡申候。

差急き御用向に付今朝宿次差立申候。

十二月二
十四日

◎十一月廿四日
今朝御領分御損無御座左之通差出候。

先達而御届申上候私領分信州佐久郡小縣郡當夏中より氣候不順にて秋中迄雨降續不時之冷氣強田畑作毛時節後皆無之村方多、一体熟穗不仕此節收納之

上拜領高込高並改出新田共損毛左之通に御座候。

高一万七千六拾七石五斗九升一合

右之通御届申上候以上。

十一月

御名

御領分格別之不作に付御損毛御被差出候間御同性杯初是迄御取替被成候方へ御取締御斷之奉札差出申候。

十二月八
日

◎十二月八日、天吉

當年格段之不作に付御拜借御願として今日松平周防守様へ被差出候に付、横造酒右衛門持參倉橋三左衛門様御登城前被差出候。

私領分信濃國佐久郡小縣郡從當夏中氣候不順にて、秋中迄雨降續不時之冷氣強田畑不熟仕先達而御届申上候通拜領高込高並改出新田共三萬八千三百五石五斗四升八合之内、一萬七千六十七石五斗九升一合損毛仕、唯一体領分高地之場所故用水遠路難場堰引渡每春右普請申付候得共、用水引足り不申就中淺間山麓之村々者、土地不宜常々霧下故、夏中も冷氣に而御届申上候程には無之

候得共、例年百姓共貧乏仕居候之處、當年以外之凶作に而種粃も無之、六月中淺間山燒に而百姓共離散可仕様子に付、追々手當申付候處、收米之内も一体實入不宜格別減石可仕体に而、殊近領共不作之儀家中並百姓共夫食等難行届難澁仕候。私儀兼々勝手向不如意罷在、萬事甚減畧心掛候得共、打續損毛有之、今年皆無同様之儀、旁々以彌困窮仕、御奉公も相勤兼候。及時宜當惑仕候。何卒取續御奉公申上度奉存候得共、右之仕合不任心底儀に奉存候。御時柄之御儀申上候事、誠以迷惑至極恐入候得共、以御憐愍何卒拜借金御仰付被下候様奉願候。左候得者、家中扶助並飢民共來年作附候迄救之手當も可相整重疊雜有仕合奉存候。此段何分奉願上候以上。

十二月四日

御名

十二月二
十一日

◎十二月二十一日、天吉
御用番松平周防守様より、御留主居迄御用人衆切紙に而一人出罷候申來り、早速造酒右衛門罷出候處、左之通御書被渡に相成候。
御用之儀候間、明廿二日四時、牧野遠江守爲名代一類中一人登城可仕候。

十二月廿二日

十二月二
十二日

◎十二月廿二日、天吉
御用番松平周防守様左之通御書付御渡に相成候。

牧野遠江守

領分損毛に付拜借之儀、被相願候。御役をも被相勤候に付、格別之譯を以金七百兩拜借被仰付候。上納之儀は御勘定奉行可被談候。

◎(編者曰。以下は御届書寫中より抜萃せるものにして、意は七百兩拜借金の真相をうかがはんとするに存する也)

◎口上の覺

今般同苗遠江守願の通り、拜借金被仰付難有仕合奉存候。在邑に付右御禮爲名代伺公仕候。

牧野遠江守

名代

十二月廿二日

牧野内膳正

略御届書
中より抜
寄

(右御廻勤御口上書御老若様十二通)

◎赤井越前守様え御差出の書狀。

牧野遠江守此度拜借金七百兩被 仰付候證文等の儀何様に相認差上可申哉
奉伺候以上。

牧野遠江守家來

十二月

榎造酒右衛門

◎假證文御裏面

金七百兩

救助のた
め七百兩
の借金

右は牧野遠江守領分損毛に付拜借相願候處御役をも相勤候間格別の譯を以拜
借被 仰書面の通請取申候。返納の儀は來辰より十ヶ年賦上納可申候。尤追
而遠江守直判手形に引替可申所仍如件。

牧野遠江守内

天明三卯年十二月

榎造酒右衛門

谷田又四郎殿

伊東太次右衛門殿

鈴木彌市郎殿

諏訪市郎左衛門殿

〔第二〕 黒酒の垂糟

黒酒の垂糟

慶長年間の記に、我此小諸の里を往古は小室といひしを、京に小室御所を建給ひしより今の如く改めたり、大室とは今の諸村なりとなん記せり。然るに京に小室御所を建て給へるは仁和中の事にしあれば仁和寺といへるならん。されば仁和の年頃に小諸と改めたりとなれば此處を小室といひし事は遙に先の事なりとは知るべかりける。又小室の我町に小室節といひて歌の今に残りたるを是は小室御所の祝歌なりといへる人もありと。其は彼の歌の意をうまらに解得せる人の言にて取るにも足らざることになん。我小室節の歌を今誦ふ處は『なれぞく小室衆になれぞ。君のおそばへイヨなれぞ』となんうたへり。古老の口碑に貞享年中の頃とかや、歌を二作り添へて其數三なりと。其後には近く寛政の頃にまた處にさかしら人ありてかく辭を改めたり。又歌をも作り加へて都合七もありなん。全く其古のは唯一のみなりと、今其歌うたへる老翁等が語れり。斯く君のおそばへイヨなれそといひては、いたく事違へり。抑言二

小室節

つ重るは一つ省くは例あり。君のおそばへといふよりつづく時はなれそ、言はななれそといふ事なり。ななど重るをば一つ省く例なれば、同じくななれそといふ事なり。ななれそとは君のおそばに馴るゝ事勿れといふ事になるなり。是によりて辭の古格知らぬさかしら人なりける。こはうへ然りけん其添へたらんと思しきはいとくつたなく、且いやしくなん。素より傳りたる其一つの歌も貞享に、人といふ辭を改め、衆としたれば、いと拙くて雅ならざりける。抑太古の謠なりといふは即ち『なれぞく小室人になれそ。灰の垂槽イヨのちすたる』となんいへりける落句を一云末すたるとも傳へたり。これなん太古の風にて所謂萬葉集にのれる信濃歌といへるよりもいと古かりなんと思はるゝなり。其歌の意なれそくには成夫々なり。小室人になれそれといへるを貞享の頃人たるを衆と字音になしたるは、今此とちさまによれるにて古しへにそれていと末の世の風調なることは知るべき人は知りたらんものぞかし。灰の垂糟とは黒酒といふ酒の糟なり。此黒酒の事は式にいふ大嘗會に黒酒白酒を奉る。黒酒といふは常山の灰を入れたる酒なり。又胡麻の粉を入るゝ

事もありと見えたるなり。白酒とは清酒の事なりける。後すたるごと其黒酒の垂糟を後には此小室の人にたうべよと下げらるゝをいふなり。扱其黒酒の垂れたる好きをば神に奉り、其垂糟のすたりを其神祝する小室のさと人はたうべて、酔ひ赤らみて喜び且つ樂みつゝ謠へるに、成夫々々に小室人に成夫此灰の垂糟をたうべて、かくたのしき事は他しさと人には及びかたき事ぞと謠ひたりけん事如るべし。黒酒の垂糟と云はで灰のたれかすといへる事いと古雅に且興ある事。然るを京の小室御所の祝歌なりとは番もなき事なり。何ぞ仁和の頃都に酒なからん。彼の垂糟をたうべてよろこびあふまで都の開けざる頃にはあらずなん。されは此小室節は、小室御所の祝歌にはあらで我小諸の郷に古有りけん歌なる事知るべし。されど此歌謠ひ始めたるは何時ぞとは知るべき由なけれども、其歌の調風を思ふに、萬葉集にいと古き歌におとらざるべし。然るに此黒酒を造醸して神にも供へ、其糟を里人等にたうべしめたるは、必ず世に聞えたる神事の舊くありけん事疑なし。

小諸城祭
ササワ

十日信州淺間祭などしるせり。此事已が朝熊神社考につばらに擧げたれば、此所に詳しくいはず。必ず此神祭に彼の黒酒をなん醸し奉りたらんものぞ。扱又我小諸の城祭に、ササワといふ祝事あり。それに謠ふ歌五つあり。其歌はあアれも來イて。こオれも來イて。こオれのお庭をなアがむれば。こオ金小草があアしにかアラまる。まアリく身イつくろいて。おオそく廻りて。出イ場にまアよふな。大天王の四オつの柱は白銀で。中はこがねでひイかりかアがやく。しイらさぎが。ウウみのとなかに。すウをかけて。なアみにゆられて。ばんと立ち(ばんとは羽打つ音なり) そろ(候) あアれもさいな。こオれもさいな。あアれのお山にくウもがたつ。いイチやヤ友たちはアなのみイヤこへ。

斯く五歌あり。第一、第二、第五の三は、是は田植の様なり。第三の城は此城の開祖なる大井道兼といへる主、六月一日に卒し、其子道語といへる主は、六月十五日に卒したりとなん(祭主小林)故祇園神と祝祭れり、是なん午頭天王といへるによ

りて彼の歌に大天王とはいへるなり。扱第四の白鷺の歌は専ら海邊に由ありて我小諸の地には似つかぬ歌なり。そは白鷺は昔より此地に住まざるなり。稀には來ることあれど止まり住む事更になし。然るにさかしら土俗のいへるに昔鎌倉にて古賀持氏亡びて其嫡次の男子等二人京にひかるゝとの途中にて斬られたるが三男なる永壽丸鎌倉を辛くも遁れて佐久郡岩村田城主大井朝充にかくれて安原村安養寺にも學び育したちたり。此時の祝歌なりといへれど、そは假令永壽丸此處に遁れ來れりとして歌うたひて歡樂せんまでの花々しき事ならず。忍びかに住居たるものをや。然のみならず彼の大天王の……の歌に比ぶれば風調も宜敷いと雅に、四百年頃の調とは見えす意もおだやかに奥ゆかし、實に思はるゝ歌になん。海のとなかとは遠中ならんなれば鎌倉をなとか遠中とはいふべき。彼の永壽丸此所に人となりて復鎌倉に出たればとて、なか此人の上に由あらん。茲に思ふに我小室又大室は、其地形を考ふるに、必ず室と呼ぶべきにあらずなんありける。

伊波與神
社考

伊豆國人荻原直胤といふ人の着せる伊波與比咩命神社考に、伊豆國東岸の中程

に池村といふあり。此所の山の祭神は石長姫命に坐して、式に伊波與神社と見え、俗に淺間社といひて、山を大室山とていと高き山なる由いへり。高崎教方主、明治戊辰役に江府より京に上る道の手續に相模國より伊豆國の東濱にいと高き山あるを土俗に問はれれば、彼は太室山小室山といふなり、淺間社ありていと異境山なりといへりと聞きたりとなん語れり。此伊波與神社は石長姫命大島に鎮坐せんと御心を定めませるを、御父大山祇神の淺間が嶽に召招ませる、故に彼の大島を出立たせ、此大室山に先至り玉へる様を遙に思ふに、石長姫命白妙の御衣をめさせ、海を渡り來ませる様を、其土俗白鷺に見なし奉りて、此歌はよめるならんものと知られたり。然るを我此郷に今傳はれるを思ふに、彼の土人等石長姫命を此岳に鎮坐せるに、彼の大室小室の名も此姫神に何ぞ深き縁ある事のありて、終に其名をも移して彼の歌を仕奉れるならん。然る由緒にて、我此土にも大室小室の地名立てたりけん。然らざらんには前にもいへる如く、我此地形の室と名附べき所ならざるにて知られたり。

白鷺の歌

扱其歌の土俗の口碑に傳りたるを四百年も以前に祇園の神を祭れる時に、彼の

サカラ歌中に合せ入れたるなるべし。然る事をおほく言傳へて、彼の南海の濱邊より持來れる歌なりといへるを詛りて、鎌倉の永壽丸が來れる時持ち來りたるなりといへるなるべし。然れば淺間祭に小室節を誦へる素よりなれど、其外に又此歌を誦ひて淺間祭に祝ひし神事もあるにけん。小室節は石長姫命淺間瑞神にかゝはらず大山祇神に奉りし黒酒に付て祝ひたれど、二姫神も大山祇神と共に鎮座事となりては三神に奉るべきなれば、末には三神にかゝりて祝ふ小室節ならん。白鷺の歌は石長姫命にのみかゝりたる歌なり。扱此白鷺の歌の意は、此姫神を白鷺に見なし奉りけるは、先にもいひし如く白妙の御衣をかさせて海を渡り坐せるさまなり。其大島に鎮座すいはれば、始め大山祇神二姫神を伴ひ給ひて日向國に邇々藝命に仕奉らんと來りまし、邇々藝命開耶姫を見まして父の大山祇神の御えにもらいに遣はし給ひければ、父神いと喜び給ひて開耶姫をめし給へば、榮えてはおはし坐すも御壽命はいかにかと、石長姫をも幸しまさば、御壽命長くおはす事とて二姫神を共に奉りし給ひし事にて、幽契ある事なり。

淺間祭神の事

然るに石長姫容貌醜き故に返させ給ひしに依て、天皇の命を始め世の人々も命短かく來るべき瑞ぞとて、大山祇神も石長姫命も歎き給ひて、石長姫命は己永命の生れ坐し、伊豆國に歸り坐して、終に大島の三原山に鎮座さんと御心を定め給ひし處を、彼の歌に、白鷺が海の遠中トナカにすをかけてとよめる所なり。然るを開耶姫命の御腹に天つ神の御子穗々出見命等の生れ給ひし故に、御子等の御壽命は石長姫命の知ろしめす事なればとて、此の姉神の御心を和げ奉りて、其御壽命を守り給はらなんを、父神にうれへ給ひしを、父神うべさる事ぞとや石長姫命に心和ナじみて天つ神の御子を守り奉れと仰せ給へる所をさして、浪にゆられてとはよめるなり。然して我淺間岳に開耶姫と淺間岳に此姫命鎮座共に力を合せて坐せと招オホませるに依りて、大島の三原山を立出給へるをさしてば、んん立とはよめるなり。そその辭はささぶらぶのつづめなり。ささふらふとは侍といふ字をもかく心にて、素は君たる人の側に居りて、其君に仕へ奉るを侍とは云ふなり。然れば、邇々藝命を始め天つ神の御子等の上仕奉り、壽命を守り坐すをさしてそそろとはよめるなるべし。然る由縁を彼の池村の大室山小室山に仕奉りたりし

土人のよめる歌ならん事と知られたり。

扱斯く伊豆國にてよめりと思ふ白鷺の歌も我郷に残り、又小室節とて古くより遠近人も言ひはやし聞傳へたるも、我郷に傳りたるには必ず我郷に彼の黒酒をかもし供奉りし社ありけん事疑なし。假令淺間社ならずとするも、世に聞えたるがなくてあらんや。されど先にもいへる如く、ひとり淺間社は世にも聞えものにも聞えつればとて、己れ事普く此わたりを探索するに、其遺跡とおほしきは索め得ずなんありけるが、茲に其虚實は定めかたけれと、我郷より淺間山に來る道に大平とて、いと廣き平野あり、是に續きて西の方に小高き岡ともいふべき所あるを、また大平となんいへり。此大平は其地廣らかに平なれば、うべ然りと思はるれど、彼の小高き岡の如く地の續けるを唱ひ、ことに大平とはいと心得かたき所なりと思はる。考ふるに、こは素と大宮と呼びたるを、永く年ふるまゝに訛りて、今の如くなれるにはあらざりしが。美の毘と通ふ事殊に親しき事常なり。其證をいはんに、大山津見の見は靈の轉じたるなりと古事記の傳に見え、高圓の宮のすそみのみは、備に通ひて方の意なりと萬葉集略解に見え、然して美。夜の

淺間社跡
の事

夜良に通ふは横道なれば常なり。されば、此大平は大宮の轉語とせんも理ならん。されば、若しくば此大平や淺間社の遺跡にもあらん。此大平の地さしも廣からず。西に大澤あり、北に小澤ありて實に社地とも思はるゝ地相なり。六七十年前まで秋葉神社の坐ししを、他所に移し奉りたるよし。若し淺間社の遺跡にありなんには末社に火之香具土神の坐すも由ある事なり。又中の峰森に淺間神の坐すも、何時ぞとは傳へざれど、中ツ世に他所より移し奉れりと言傳へたれば、此大平に坐しゝを移し奉りけんかと思はるゝ也。彼の小室節の遠近人の心にさどまりたる歌節の、我郷に残れるは必ず其を仕奉りし社も我郷の邊にあらん事なれど、此所を除きて世にも聞えて、書にも見えたるは、彼の二月二十八日信州淺間祭のみなれば、必ず此所にはあらしか。

扱己斯く云ひればとて、必ずたがはじとはあらし。斯くも云ひたらんには彌や續々人々の考も出て、終にはもとめ礎をも探りあてんとてなん。見ん人たゝに見すといひなくだしそ。我郷に残れる歌節の發の知られざるは、所の愧となん思ひていそしまん事もかな。

第三 道行村千鳥

村千鳥

一分の米が唯七升、臼井に入ても臼の中袋に入ても輕井澤、鹽澤もなき糶ぬかを、由井にたててもものど杉す、葛や蕨も馬取萱坂井茂澤も草越て、あはの落穂を廣戸も、二人一所に行くならば、恨も何も梨澤や、口すぎさへも久能にて、やせおとろへし面替や、あそこやこゝに横根して、發地々々と泣きわめく、兒玉をつれて沓掛や、住めば都と住みなれし、我が古宿を立出でて、けふは何所に借宿と、人家に寄れば追分られ、憂き目を三ッ谷、鹽野より、いつそ死んだが馬瀬口と、歸り馬でも、駄馬でも、乘瀬にもなき徒歩跳足、いかに淺間し我々は、斯るつらさに大沼と、涙も胸に湧玉の、こゝの砂原石峠、足もしごろに平原の、弓矢八幡ぬすみをば、せまいとかたく柏木の、今は菱野と行詰り、鍋三ッ四ッ谷、加増に入れ、後平に西原や、前に子供を瀧原の、井子はともあれ立糠地と、家財芝生田諸村と、小諸の城下によらば、い行く、足に任せて向町、實にや浮世は唐松の、松の露やら涙やら、雨は降らねど袖しぼる、せなに小原を森山の、彼の、一ッやに立ちよれば、煙も立たぬ貧家にて、耳取あえぬ寒

さかな。此所の稻葉を市村と、諸人のほめる鹽名田も、皆平塚とおしなべて、稼も塚原の上と下、中に末の新田の、ありとは誰か赤岩の短かき日さへ、長戸呂と、日足は未だ東和田、照らす御影は四ッ過か、まだ九ッの前田原、米がなければひるめし小田井て喰へども、岩村田、豈はひねもす夜は又、根々井で、あかすよもすがら、此所早ふつつり、中地と、思へど泪落合の、跡大和田と、かけ付けて、湯川の水に横和たり、岩尾も通す我が思ひ、宿に今井か猿久保かと、夫婦が顔を三河田や、實に可愛、下中込に、命の瀬戸を杉山と、借り重ねたる五十貫の、錢も新子田拂ひかね、いつか身迄も安原に、歳を平尾で末長く、親香坂をつくさんと、嬉しき事に思ひ志賀、年寄親を内山に、置て平賀も悲しきに、凌ぎく、北澤の、山田の稻の枯れはて、粗食もいと、大田郡や、皆散りく、清川の、末に大やら逢はぬやら、田の口迄もうとまじき世の災を打拂ふ、上中込がうやらしや、三分相應不相應、上より起り下越て、今は三條右大臣歌によまれし、さねかつら、ところかづらも堀りつくし、十日町でも二十日でも、入澤も無きうき世帯、何國に年をば平林と、そろりく、と餘地登れば、數多うきめに大日向、上の救も矢も楯も、三ッや四ッ屋にあらざれば、何所の山や河

久保や畑の中にも伏しまろび高倉會原目花岡口に入ても下海瀬實に餓鬼道か
樋野口呑まんとすれど苦水や誰か跡たか崎田かも生きてうきめを見ようより
いつその事に穴原へ這入り高岩馬流と人はしら筆岩ばいへむねもすばりてそ
つと行く足もし土村宿でなくかど可愛小海や親澤も手に笠原は振り捨てて出
で行く方は一の澤爰の栗原檜原もそこやこゝやと北南相木盡して三河せば馬
越へ廻りて落合や爰の川端下梓山秋山多き山里に人の居倉も見えざれば悲し
き目にぞ大深山原がへつたに一口も呉れてたまふか御所平乞はるゝ人も乞ふ
人も口が檜澤や川平廣瀬浮き世もせばまりて野邊山越て行く程に足板橋やた
べものも埋め盡されぬ海の口すはりかねたる海尻や稗も稻葉も枯れ果てゝ松
原となる福山をにくや穀仕が買締て有るをもい築池られて餘多の口を鍵掛や
可愛小供や女房も皆置きざり西馬流や此世に地獄も餓鬼道も有りとは虚か本
間川本間ぞ爰の宮の下彼處の堂にまろび伏し之より前世の五加新田母を尋ね
て稚子の馬越廻りて泣き叫ぶ子捨るやぶは大石とも身捨るやぶはなき世にて
習ひ能くして待てい八郡ざとうやあめ買ふて婦が今來る泣くまいとだまして

はずす嘘の口待つて居れども佐口にて助け給へる上畑も佛も更に中畑やいつ
そ下畑大久保と高野町でも在郷でもやつと十二や十三で後に残され今頃はさ
ぞやなげかん村邑と何所へ行つても宿岩で出るを勝間と北川や盲の父母を引
連て山小屋に下りて穂を拾ひ上小田切て父にやり中小田切て母にやり下小田
切て我摘でかたへの寺に立寄りて誠に湯原も一時と咽喉を濡らして休らひけ
る。主の住僧見給ひて先にも盲目なりとて夫の手を引き二十歳斗りの女房物
を乞ふて行きしが眞の盲目にてはあるまじと疑ひし折からに又兩親の盲目な
るを引連れ來りいと孝行に取扱ひしを見て偽りのなきを思ひて取敢えず古歌
を詠じ給ふ。

二人ゆき一人は知れぬ盲かな

三ッ行くひとのひとりつらさよ

と口ずさみて米など施し其上食事をふるまひ給ふ又立ち出でゝ行く先は名は
高柳に聞ゆれば情は白田盡在家貸したる金もうご鍛冶屋取出なければ嘘つい
て本新町と出でて行く借りて貰ひて大澤や草踏み分けて蘭の澤寺家も在家も

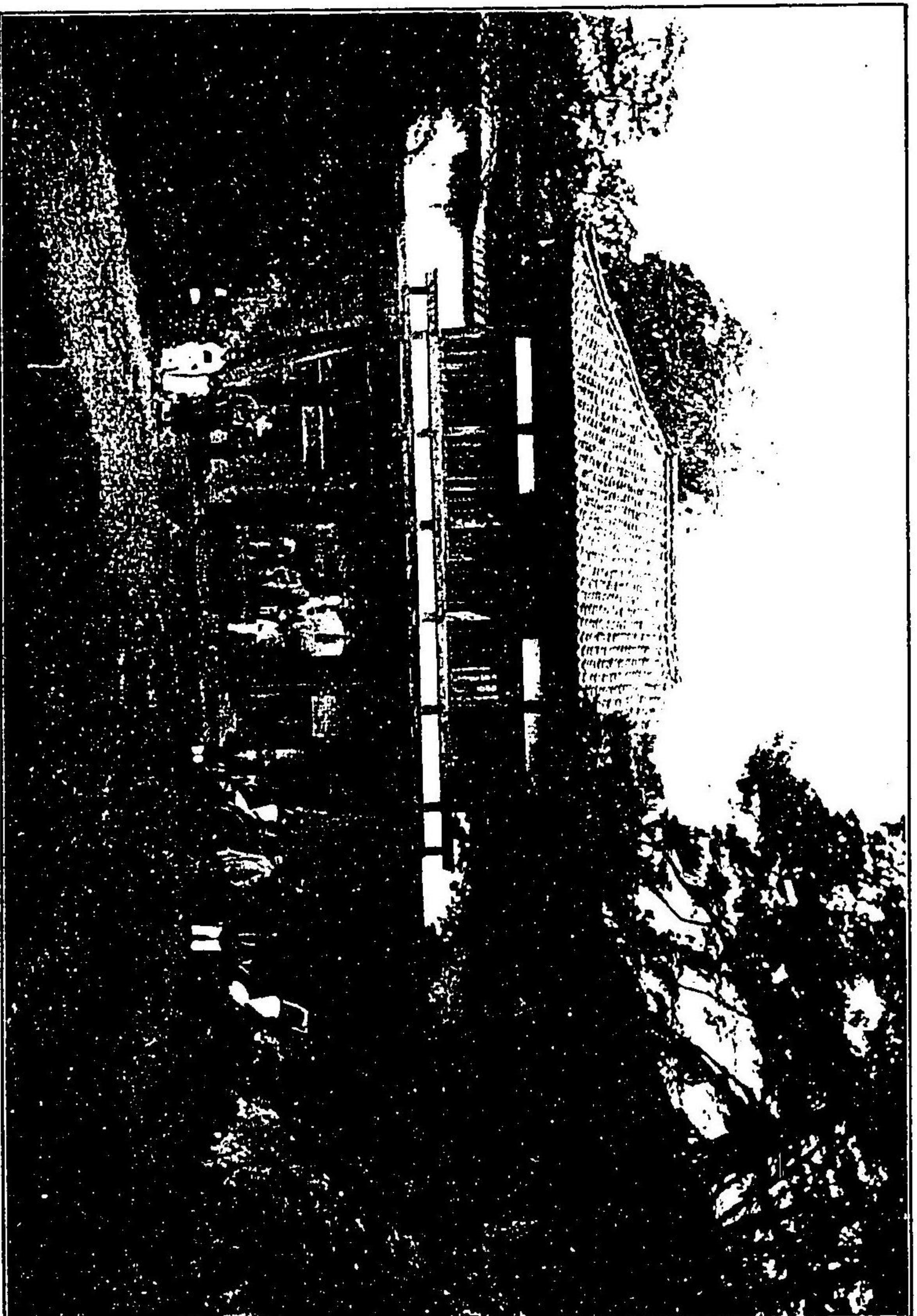
門々に物乞ふ人は三ツ塚や野澤も原も諸共に、花櫻井の小供をば、上中下と曳分れ、小宮山はしとふりかへり、跡部はるかに見渡せば、前山知れぬ倉澤や、かふ下村と出る人も、今岡思ひ知られつゝ、心の中に熊笹のありとは誰か下平、年の竹田もうらめしく、糖をたべても咽喉日向、沓澤かくて生業も、今年切にぞ下縣と、思ふ覺悟も皆むだに、かゝるききんに相續や、平井重ねし歳の數、爰で五本木十本木、四壁を切つて借り錢を、原新田、中下原と思へども、かゝる飢餓にてくび鶴沼も有ればこそ、爰に心の駒寄せて、そこかこゝかと御馬寄と、能山浦の宮澤の、俵も藏も掃き拂ひ、皆西浦で氷まで、尋ね盡して今ははや、櫛久保ひろふ生業も、數大久保に跡や先、百姓何も桑山の、稻立枯の蓬田に、八幡りかねてしづの女の、い矢鳥るゝとも厭ひなく、百澤千澤立越えて、辛さを少し、牧布施と、人にふかく入布施や、紫式部が歌心、めぐりあひたる夜半の月、身こたへたる小夜嵐、萩井けしきは中居けり、雲井遙に見渡せば、雁村々と鳴き過ぐる、葎葎芒の枯れ尾花、分け入り見ればはにふなる、山新田とは理や、枯たる枝に藤卷の、しがらみかけし矢田の原、枯曾の原の、箒木の、有とは誰か岩下や、東と西に分れども、一ツ茂澤に宮の入、三朋とつれて、新町に入

片倉や春日なる、三笠の山に出し月影澄み渡る神戸木や、小路々々も打過ぎて、何國へ足は向ふぞや、爰は湯澤か新田か、身の竹の城もらふとも、八石人ぞなかりせば、別府に何を下の宮、爰ぞ生死の堺澤、比田井々々に行つたり、爰や天滿天神の、御歌の誓ひも我頼む、人をむなしくなす人は、名を取るよりは徳を取れと、しめしあはせも片倉や、爰に高呂といはば間田、こたへも直に大屋地と、小平連て小望月、三ツ井で貫はふと立ち寄れば、何も茂田井でしよこゝと、御手ばかりの觀音寺、爰にも深き院内と、畔田細道玉の上、田野尾迄も馳せめぐり、さらば是より下の城、まづは八反田行きあたり、是桐久保と思へども、何時か憂き目に大日向、來たと思へば、布引も、寒さを凌ぐ布の下、今は何とか島河原、爰の川羽毛山の腰、一重二重は八重原に、花は咲けども山吹の、實のひとつだに鍋蓋に、いまの事をや、葛蒲池、かく藤澤の世の中に、住む鹽澤も鳴く千鳥、野方山邊も一様に、立つ煙さへ細谷にて、日向も寒き牛鹿や、戸倉もあけて箱疊、何虎御前と白浪の、身の岡森も赤澤や、足弱どしの戸田道、人の物をば借りどりの、佐久は仕舞とふりかへり、馬には乗らで、梶窪や宇山つらやと過ぎ行けば、蘆田も知れぬ我命、身を古町ぞなかりけり。

參考書補遺

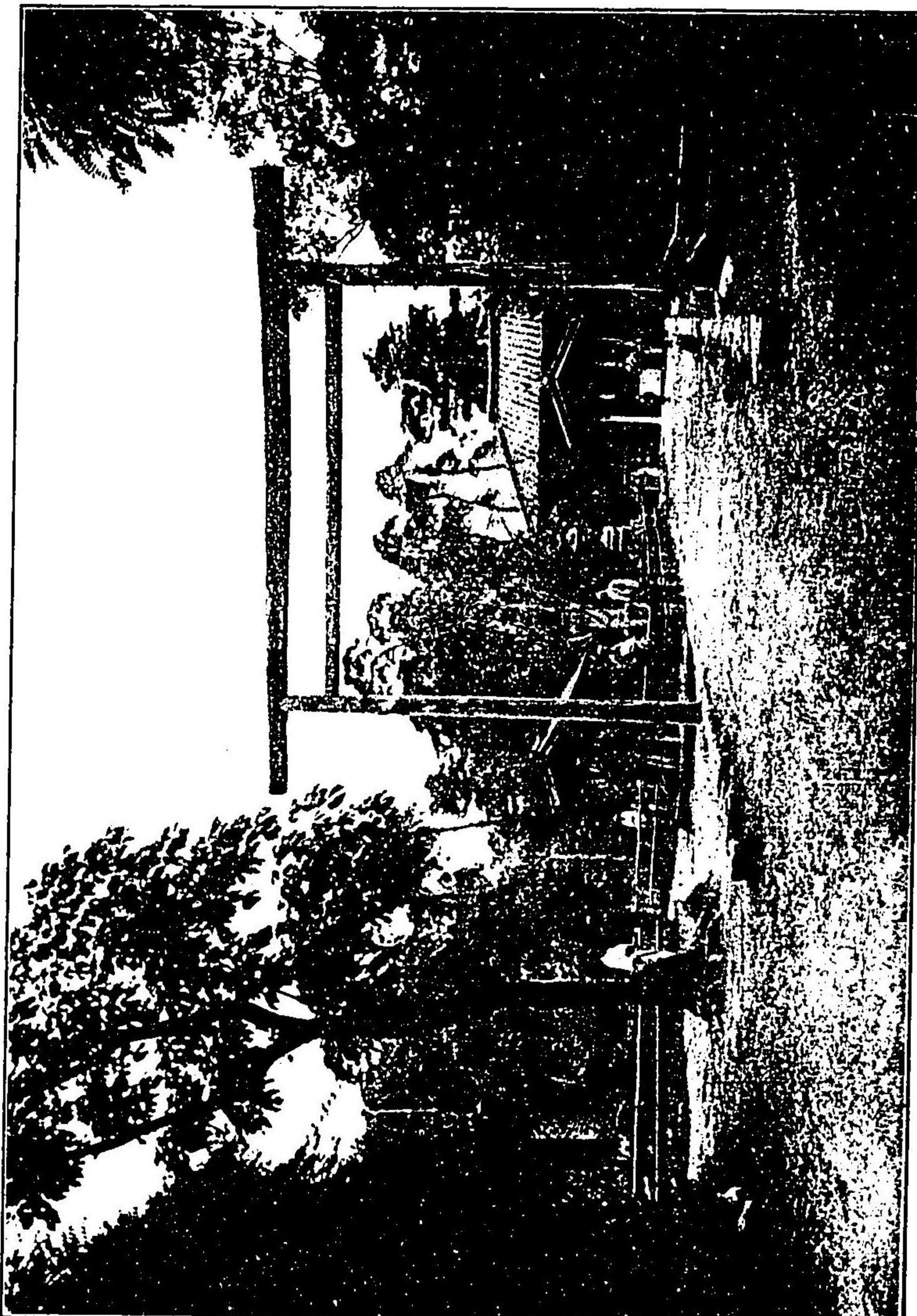
天明三年
小諸藩日記

淺間山終



景真門ノ三口入園公古懐

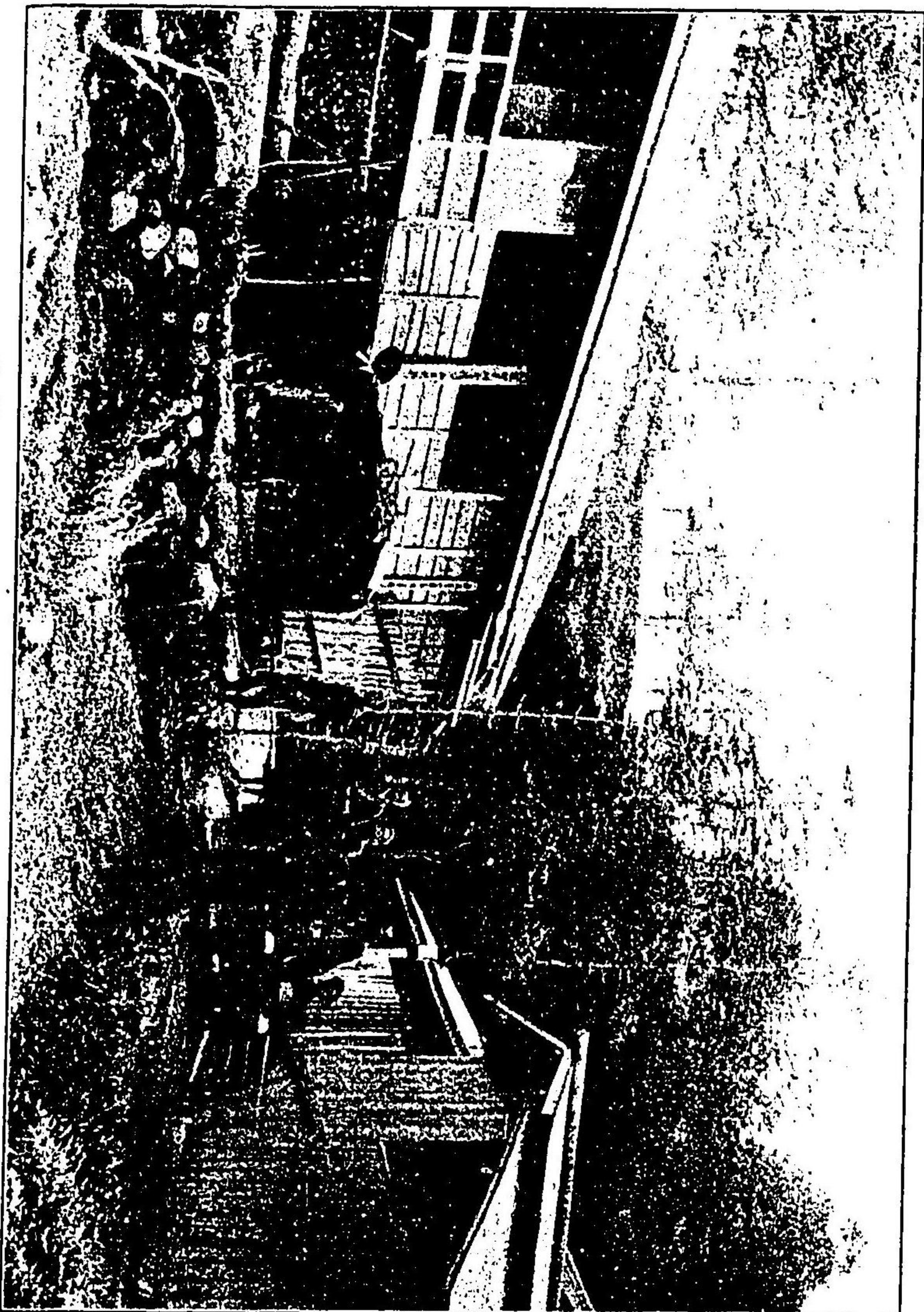
景真ノ園公以社神園古優



小諸城沿革

小諸城は一に乙女城と云ふ。長享元年大井光忠鍋蓋に城き之れに居り、其子光爲更に乙女坂に城く、即ち今の二之丸臺なり。天文年間武田氏の有と爲り、山本晴幸、馬場信房其地形を相し方圖を改め、飯富小山田高坂の諸將之を衛る年あり、弘治二年武田信豊之に居り、武田氏滅ひて、織田氏の將瀧川一益の管する所と爲り、織田氏亡びて徳川吉之を仙石秀久に與へ、其子忠政元和八年上田に徙り、徳川忠長之を領し、寛永元年以後、松平憲良、青山宗俊、酒井忠能、四尾忠成、石川乗政、乗紀、之に居り、元祿十五年更に之を牧野康重に賜ひ、康周康滿康陸康備康長康明康命康哉より、以て康民に至り、明治二年版籍奉還して全く廢城と爲る。長享の築城より是に至る迄實に三百八十三年なり。爾來小諸士族の所有に歸し。十三年四月之に修理を加へて懷古園と名け、四民遊息の處と爲し。四十二年土地所有の權を懷古神社に移し、更に規模を擴張せり。開園以來其經營を賛げ、専ら力を用ひしものを養老會と爲す。

養老會幹事 小山久左衛門識



浅間登山御休憩所 平火の湯山旅館舎實景

●浅間登山者御休憩所

- 本館は北大井村共勵會の經營に成り登山者の便を計るにあり
- 本館は山頂噴火口へ僅々廿七町奇勝天狗の露路へ三丁の處にあり

り

- 地形噴火大暴風雨にも些の慮なく而も眺望佳絶なり
- 附近一体高山植物のみにして採集研究に便なり随て大氣、氣候清涼を極む

●需に依り食事を調達し寢具を賃貸す

●和洋酒類罐詰菓子鶏卵其他登山用具を販賣す

●附近湧出の硫泉を利用し浴槽を設け入浴の需に應ず而かも靈功顯著なり

●郵便局と樽を同入し小包の便あり

●特に寫眞部を設け登山者紀念の撮影に應ず

●晩夏初秋の候に於ける天下の奇景牙山の紅葉を居ながらにして

眺望せらる

信州浅間山湯の平火山館

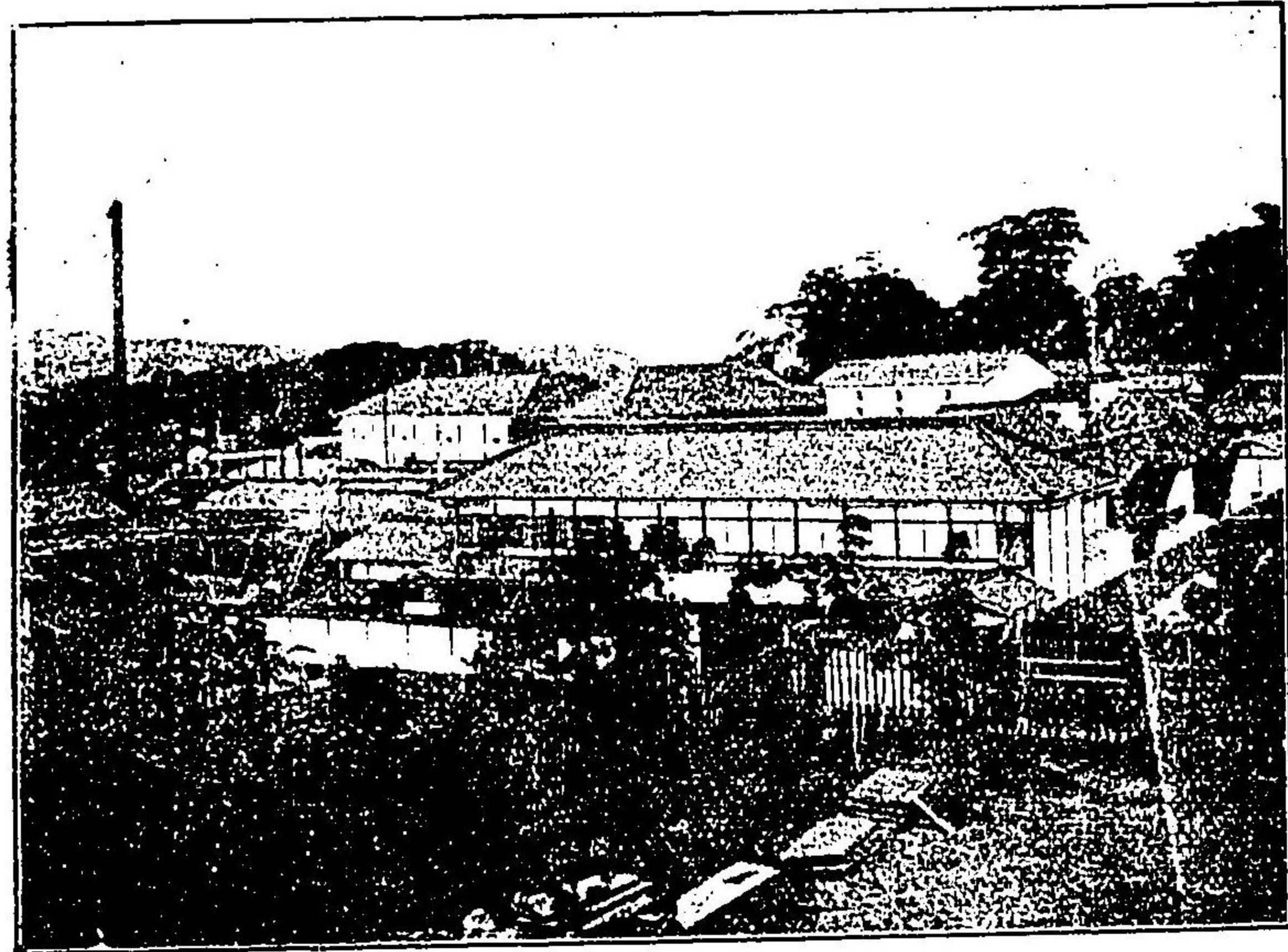
北大井村共勵會

會長

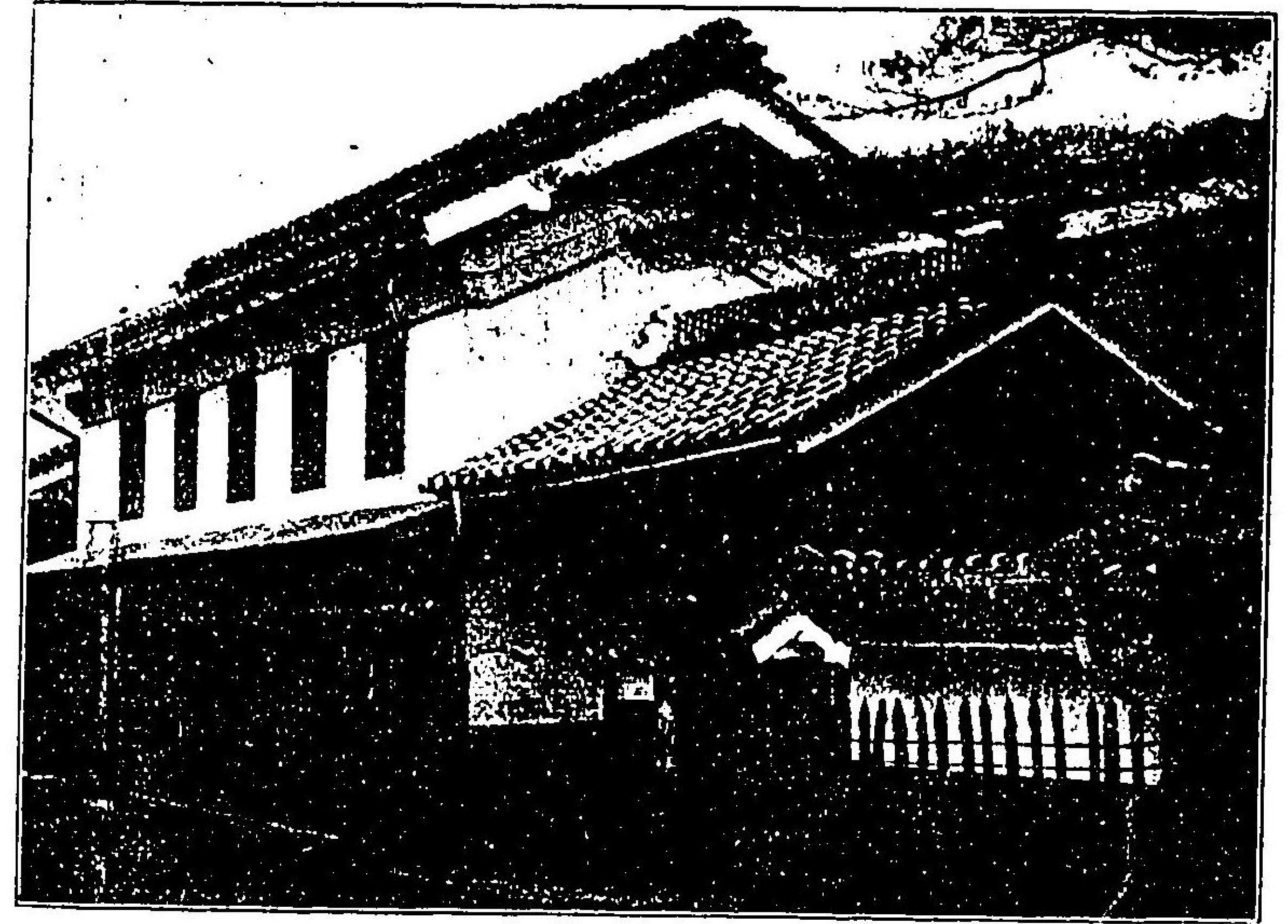
小山 勝治

副會長

小山 立三



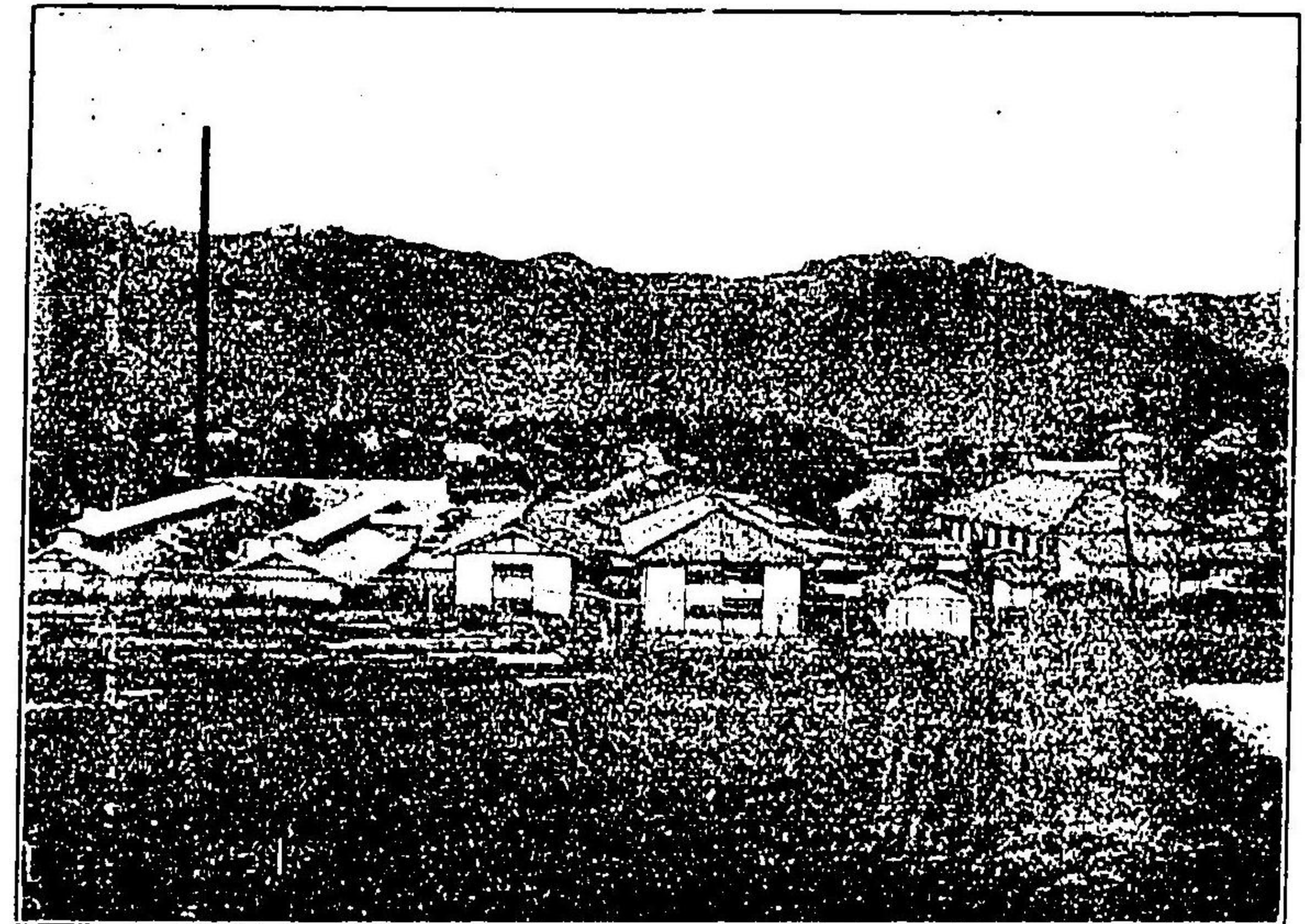
純水館再繰場ノ圖



純水館事務所



純水館生糸整理所内



純水館生糸第一部工場

各博覽會壹等賞受領



賜宮内省御買上榮
賜皇孫殿下御買上榮

洋桃罐詰
洋桃ジャム罐詰
苺ジャム

信用販賣
組合
純水館
理事長

小山久左衛門

純水館理事 小山清右衛門

純水館社員 小山丈助

同 同 平井音次郎

同 同 片山捨松

同 監事 掛川鐵哉

同 同 大池百助

同 同 鹽川賢三

同 同 前田萬作

同 社員 小山三平

同 同 饗場喜一郎

同 同 小山房全

同 同 小山重右衛門

同 同 清水清重

同 同 小山甚三郎

製造元

長野縣三岡村

大日本桃養株式會社

小諸町

發賣元

小宮山權兵衛
大塚宗三

東京市

發賣元 國分勘兵衛



閑院宮家御用品

博覽會

各共進會

各品評會

一等賞受領

洋桃 罐詰

製造

イチゴ
ジャム

製造



鹽川一郎チゴ採取ノ景真



鹽川一郎郎桃園ノ景真

信州北佐久郡三岡

製造元 栽培元 鹽川一郎

信州小諸町

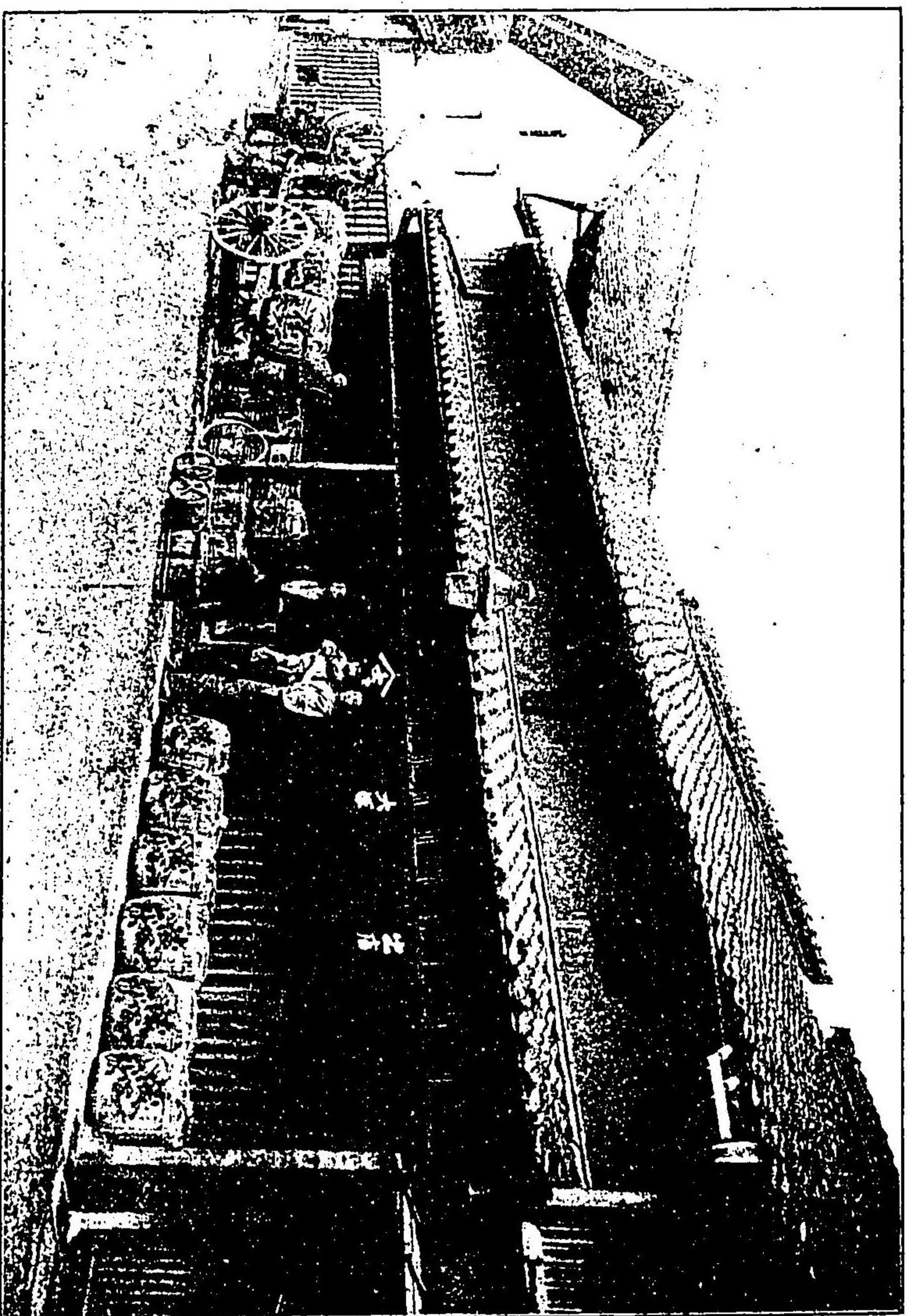
發賣元 小山德三郎

電話長 十九番

信州長野市石堂町

發賣元 信濃酒罐株式會社

電話長 百二十九番



大塚商店

商標有權

大塚
 何やかや
 世に知らる

醸造元

舍會社名 大塚商店

長野縣小諸町

電話 園三番
 電話 〇四七

發賣元

東京市京橋區南新堀

說田 彦助

同 北新堀

中井新右衛門

長野縣上田町

舍大塚 支店

長野市東町

舍會社名 花岡商店

松本市東町

石坂 商店

長野市石堂町

南雲 商店

各國博覽會受牌領

商標有權

信濃
 名高
 大塚

商標有權

大塚
 名高
 南雲

博覽會評品會名譽獎牌受領

愛 錄 商 標



SUPERIOR
PURE SOY
油 醬 最 上



第一釀造場內景



大塚信二商店

醬油
味噌
鹽元賣捌
釀造

大塚信二

信濃國小諸町

電話長二七番
電器ノフ又ハノ



大豆●粕豆大●アソニヤ過隣酸●魚粕●各種原料

最新學理應用酒質醇良銘酒



元發賣

同與良町電話五十二番

山屋支店小慎山六商店

元醸造

信州小諸町電話七十三番

山本家小完吾酒造店

信州小諸町 屋山 肥料六商店 電話五十三番

山

山

銘酒初鶯ノ醸造ニハ學理ヲ應用スルヲ以
 テ衛生ニ害ナシ
 銘酒初鶯ノ醸造ニハ製造界ノ利器ナル機
 械力ヲ應用スルヲ以テ價格最モ廉ナリ

信州南佐久郡大澤村

醸造元 木内醸造合名會社

同 北佐久郡小諸町

發賣元 全 小 諸 支 店

同 小縣郡上田町

發賣元 全 上 田 支 店

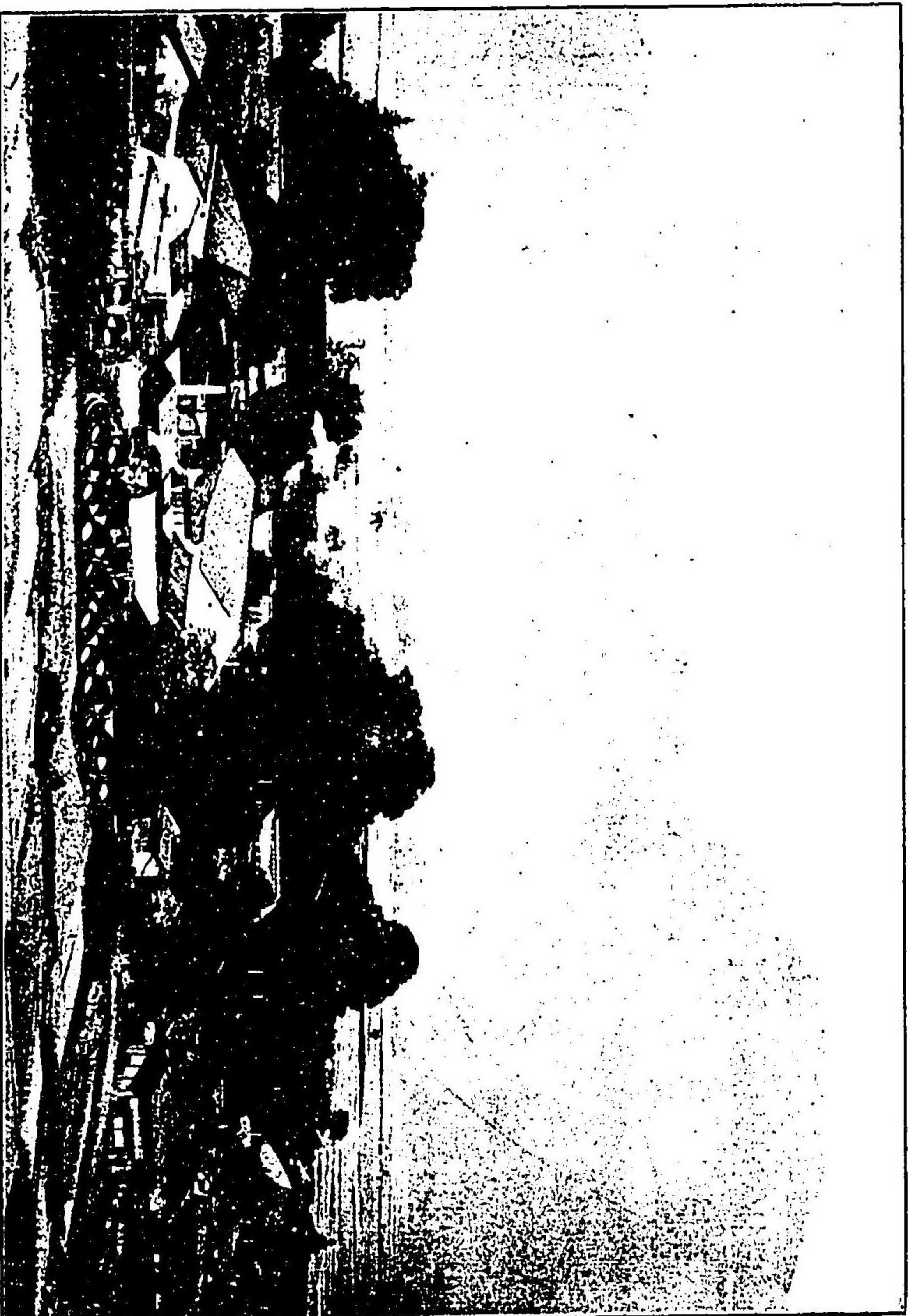
同 松本市和泉町

發賣元 全 松 本 支 店

同 長野市榮町

代理店 北 澤 久 右 衛 門

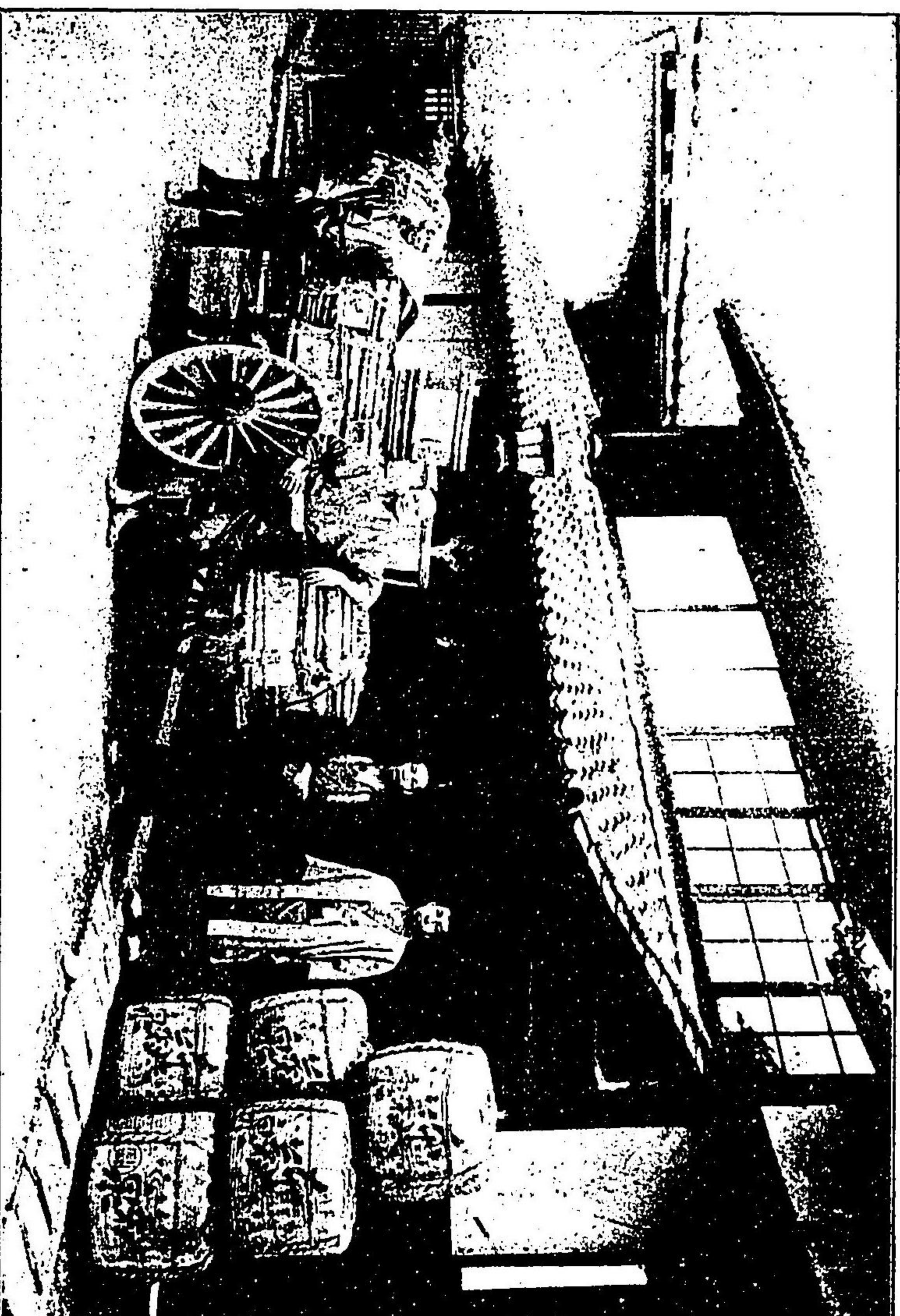
銘酒初鶯ノ醸造高ハ我信州ニ界ヲ接スル
 十州ニ冠タリ
 銘酒初鶯ハ各國共進會品評會ニ於テ一等
 賞金牌ヲ受領セリ



木内醸造合名會社造場全景

泉菊本酒銘

醸造元 橘倉 井出五六



ひかし唐土南陽の轉水は下流を梓^み工知きを延べたりとも其名も同じき繁銷發賣の銘酒の泉は祖先の造法以來の獨特の造法に多年の研究改良を加へ原料を精選して醗酵したる逸品にして今や江湖諸彦より酒中の大王として歡迎せられ販路日に月を繁昌に起くを得たるは繁銷の光榮之に過さず是全く愛顧諸彦の御厚庇にあることとゞ只管感佩の次第に候繁銷に於ては諸彦の御厚庇に報ゆる爲め益品質を佳良にし香色味の三長を兼有し醇美芳冽常に口舌の快味を興ふるのみならず元氣を鼓舞しし精神を清爽にし健康を増進しし所謂長壽延年百樂の長として天の美祿たるに負かざることを期し居候さば他の混成酒の衛生に有害なるかか如きものとば雲泥の差異これあり花下月前の好伴侶として將又四季折々の尚優美物として高尚の候間多々益々御愛用の程偏に奉候敬具

特約店

牧屋 栗田隼之助
長野市后町

中村屋 小林 未吉
同市千歲町

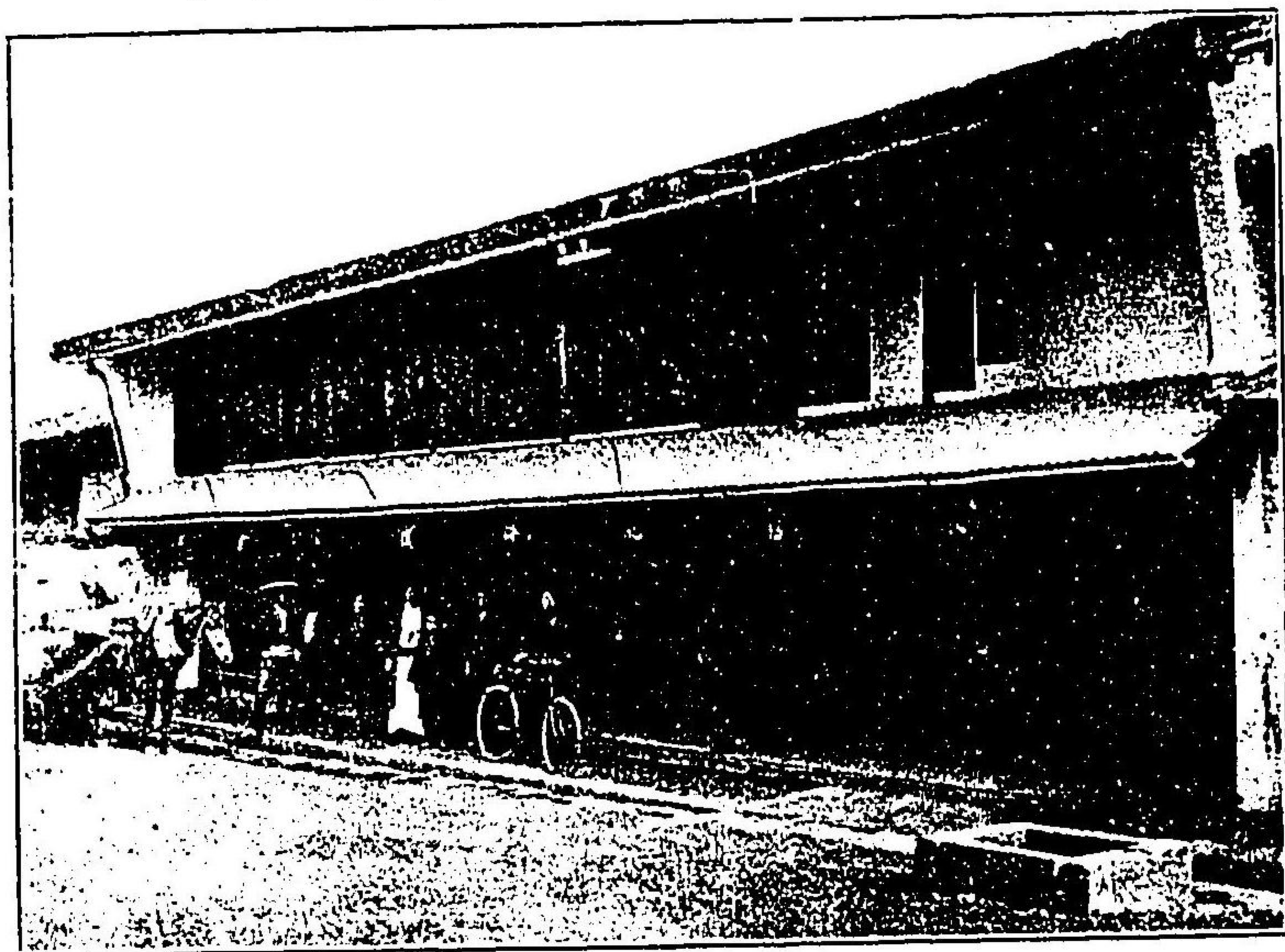
藤本屋 藤澤 近治
上高井郡須坂町

奈良屋 柿崎 仁吾
埴科郡屋代町

中五 中澤 左衛門
上田町木町

酔屋 小山 未次郎
北佐久郡小諸町

上總屋 后閑 巳之助
同岩村田町



町諸小縣野長
東信肥料株式會社
 電報 八下 電話 四拾貳番



製造發賣元 信州小諸町 小山清兵衛

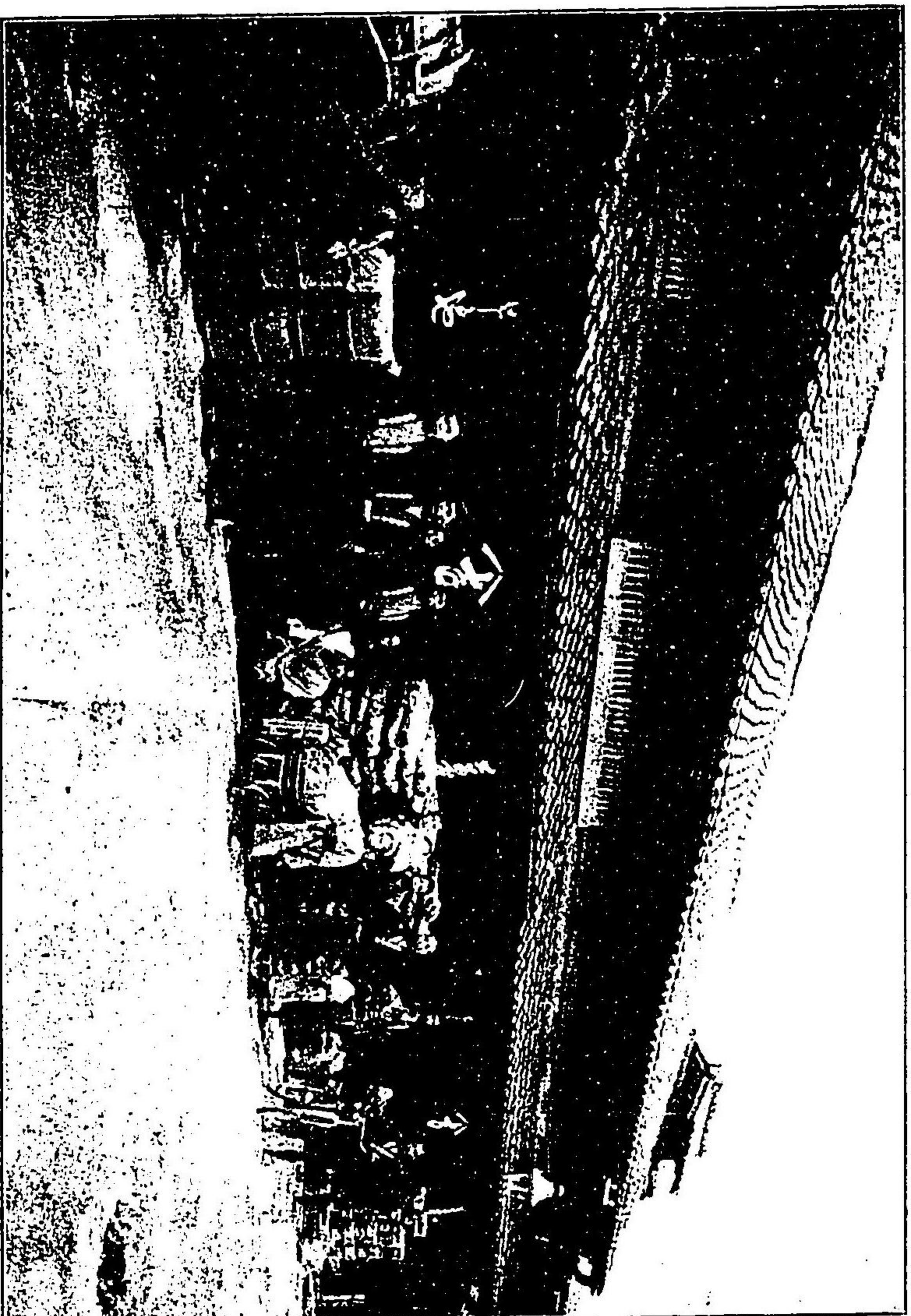
品質優良ニシテ

標商錄登
M & K
 洋桃罐詰
 イチゴジャム
 其他

斯界ニ名聲ヲ博ス

特約
 販賣店

橫濱市本町一丁目
 同 本町一丁目
 東京日本橋區吳服町
齋藤商店
 電 三〇、四七四、二三〇五、二四四六
明治屋本店
 電 三〇、四七四、二三〇五、二四四六
斯眞上商會
 東京支店 電 本三四五六



吉 田 屋 本 店

- ▲ 魚類
- ▲ 罐詰
- ▲ 醬油
- ▲ 乾物
- ▲ 肥料
- ▲ 味噌
- ▲ 砂糖
- ▲ 食鹽
- ▲ 釀造



大日本 肥料 株式會社 特約店

信濃國小諸町

吉田屋本店

電話 長 十五番



島田邸之全景

荒物雜貨
履物一式
卸問屋

信州小諸町

△ 島田喜助商店

電話長二十六番

信州產下駄種

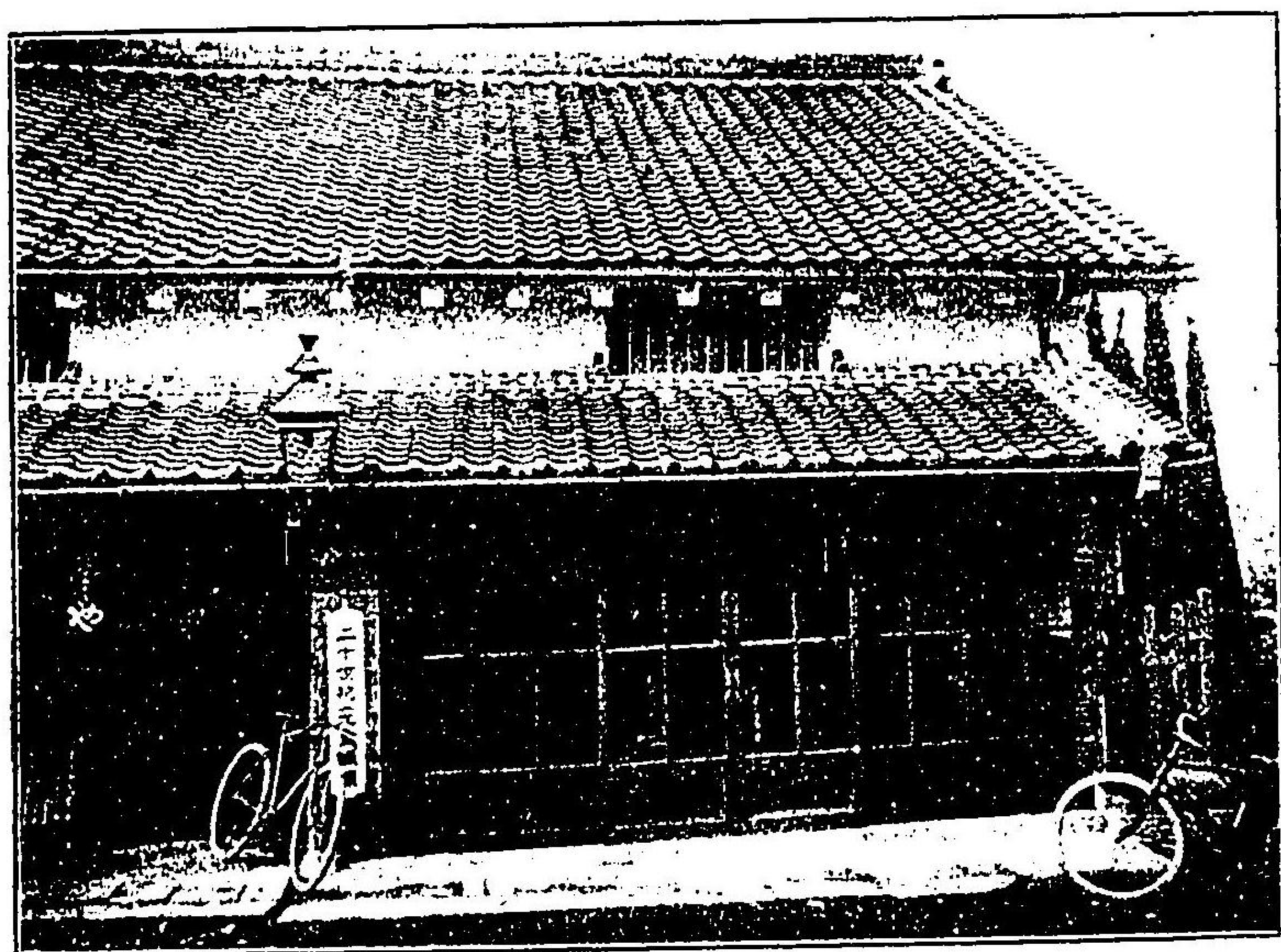
製造販賣元

壹仟年產額

壹百七拾五萬足

常備職工

貳百五十人



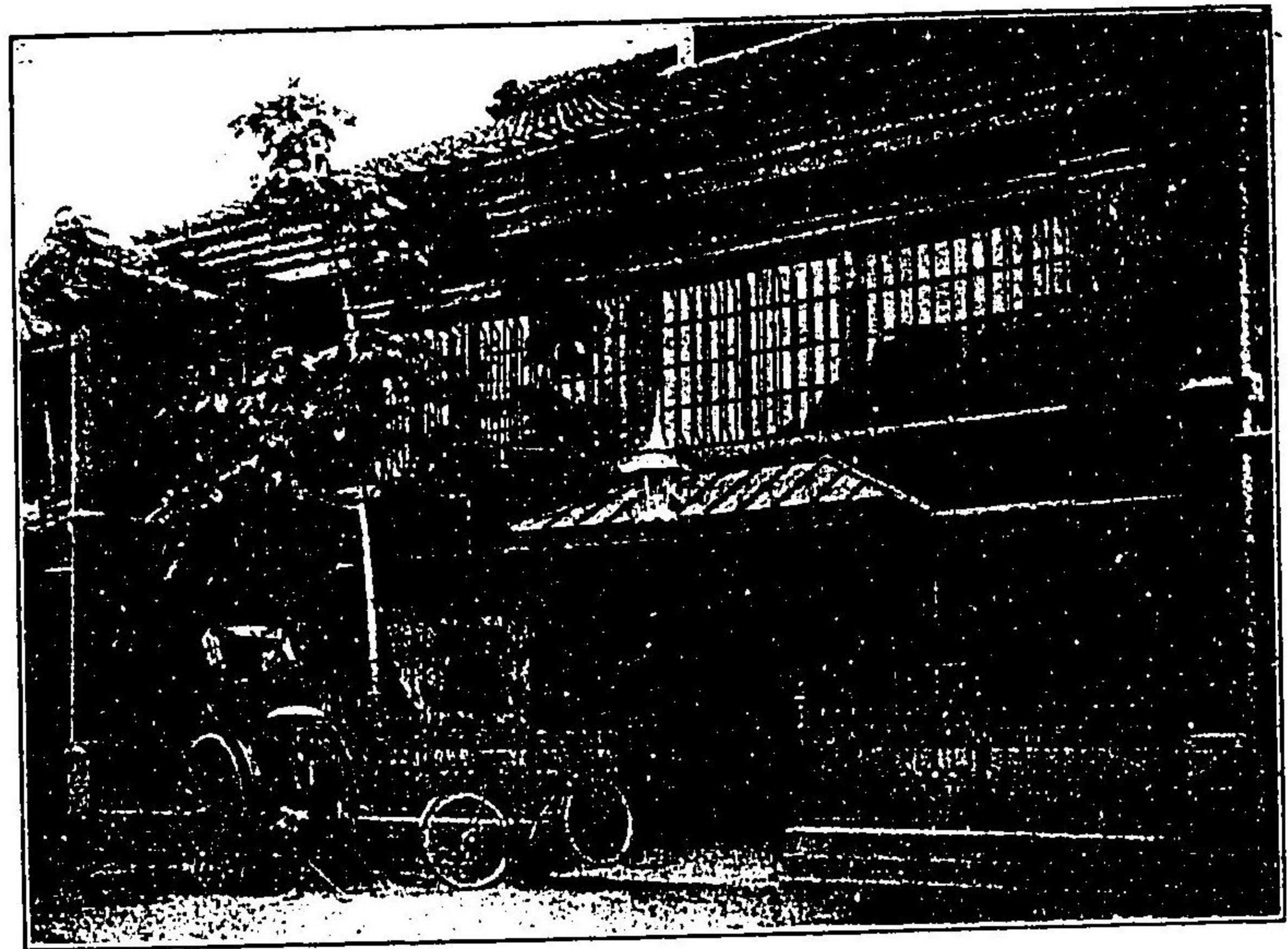
島田喜助商店部

支店
所在地
長野、松本、東京、須坂、松代、飯田、
屋代、篠井、茅野、中津、新町、麻績、
豐野、川田、牟禮、

長野縣更級郡稻荷山町

株式會社 六十三銀行

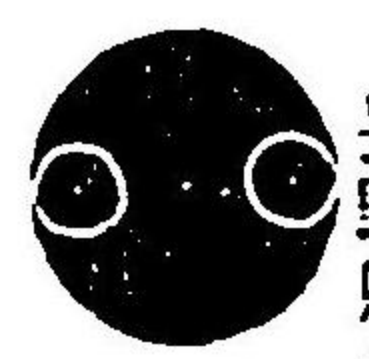
資本金七拾五萬圓
積立金貳拾四萬五千圓
長野縣北佐久郡小諸町
株式會社六十三銀行小諸支店
電信界号 六三又八六
電話番号 長、六十三
(明治四十三年七月調)



小諸銀行

明治十四年四月創立
資本金五拾萬圓

電話長十番 電器(コキ)



株式會社 小諸銀行

長野縣北佐久郡小諸町六百二十五番地

同	同	監查役	取締役	支配人	取締役	同	取締役	專務取締役
兒玉彦助	掛川清兵衛	小宮山權兵衛	小野榮左衛門	安川濱之助	大塚宗次	小山久左衛門	柳澤禎三	

自製味噌
野田醬油
丸勘清酢
官鹽大賣
新舊肥料
內外砂糖
內外麥粉

卸問屋

長野縣北佐久郡小諸町



小山合名會社

電話 六番 電界 〇五
振替口座東京二〇〇七二

(舊稱) 五合名酢重商店

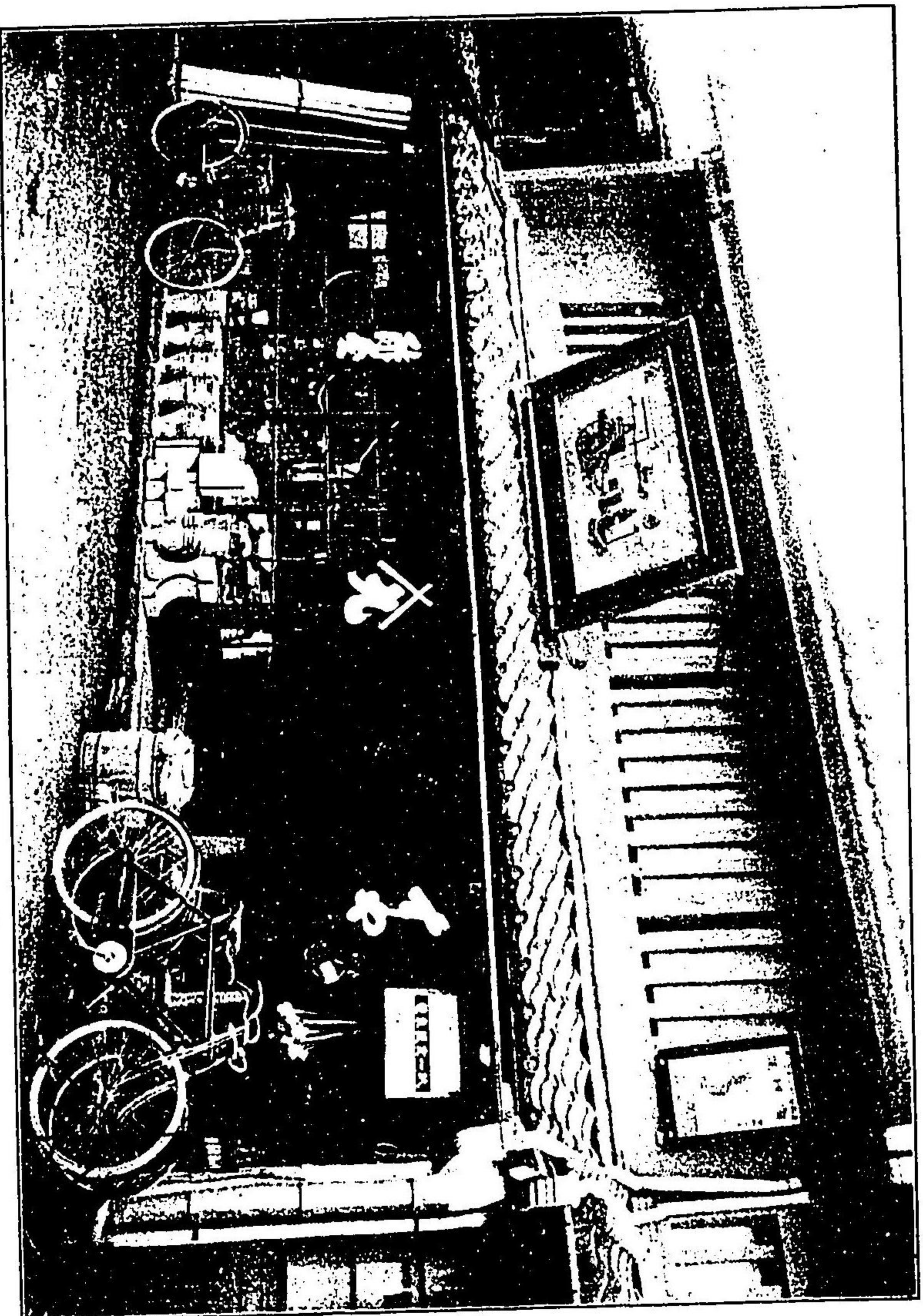
小山基三郎

信以小諸町

米穀肥料
石油炭燭
商

元酢屋號

電話 五〇番
振替口座東京一九九〇一番



店 商 忠 醇

和洋金物一式

消防 唧筒
建築 金物
硝子 板

英國 自轉車

度量 衡
塗料 砥石
製糸 器具

各種モメント及び
パイプ特約販賣店

パイプト成及ビマス
自轉車特約代理店

信州小諸 免 屋 醇 號 商 郎
小 山 忠 五 郎

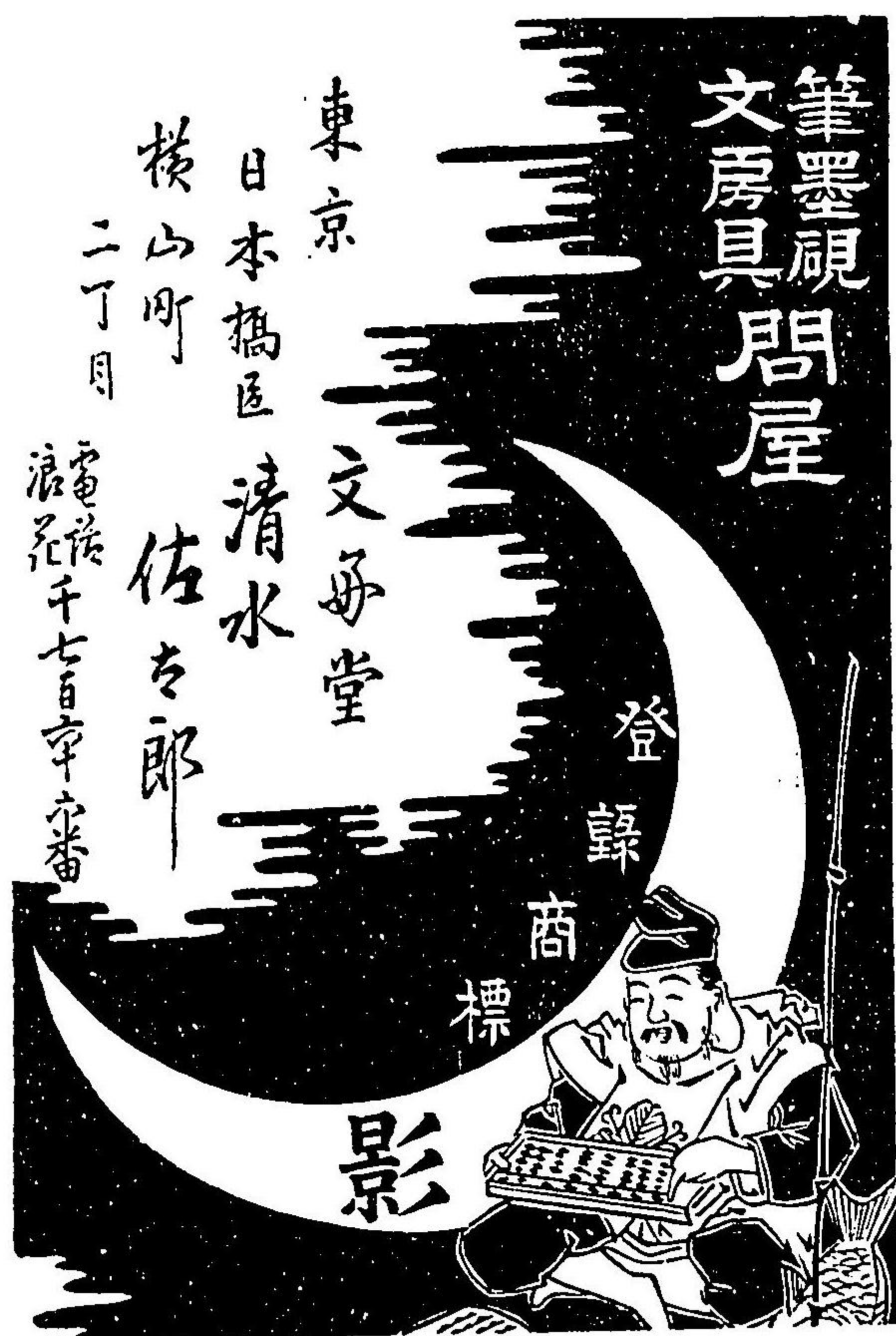
(電話園十二番一電信翠號サスマク)

筆エビス印かぎる

登 録 商 標

名譽紀念

銘筆徽墨銘硯



全國到ル處ノ文房具紙店ニアリ
 特ニ長野縣群馬縣下ニハ澤山販賣店有之候
 エビス印ニ御注意御買求奉祈候



小 山 重 三 郎 商 店

下駄鼻緒 卸問屋

信州特産川栓下駄

製造 販賣 元

信州小諸町

酢屋號

兎小山重三郎

名産

小諸足袋

◎股引 ◎脚絆 ◎腹掛 ◎シヤツ類

製造おろし小うり

信州小諸町

④ 柏屋富十郎

太平生命保険株式會社

小諸代理店 柳田正治

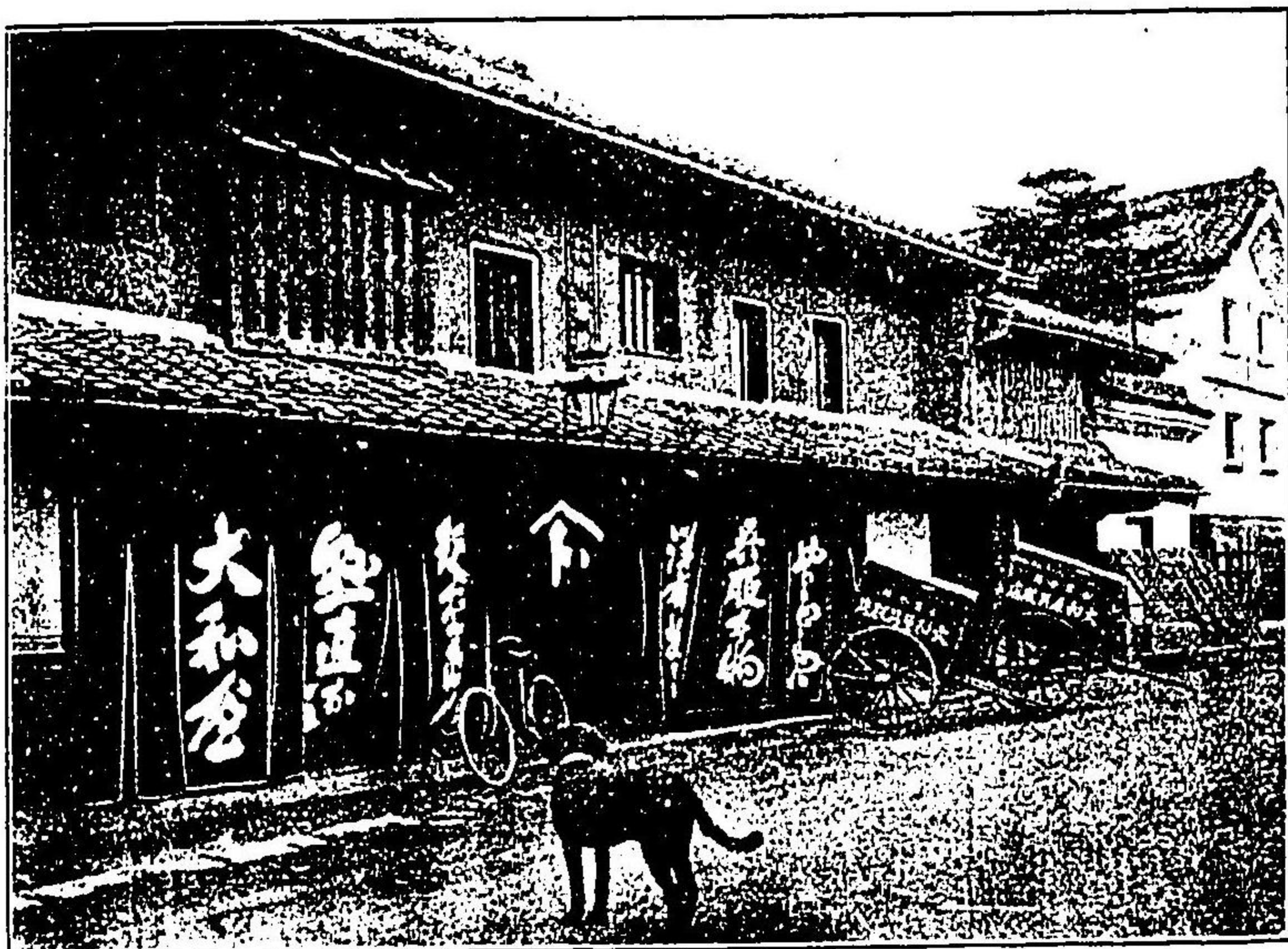
長野縣小諸町

薄利 誠實

婦人小間物一式
内外化粧品各種

可柳田安右衛門

長野縣小諸町



大和屋呉服店營業部

●國產

〔白七々子、白紬、上田縮、縮緬、真綿
生絹、色絹、友染絹、一手特製品〕

信州小諸町

大和屋呉服店

電話一 番 口座番號 二三五六

●御遠方よりの御注文は精々御便利の方法を以て即時
御届け可申上候

商標登録

信濃小諸 柳 小諸

小諸荒町

柳田金物店

小諸荒町

振替 電話 三三二八七

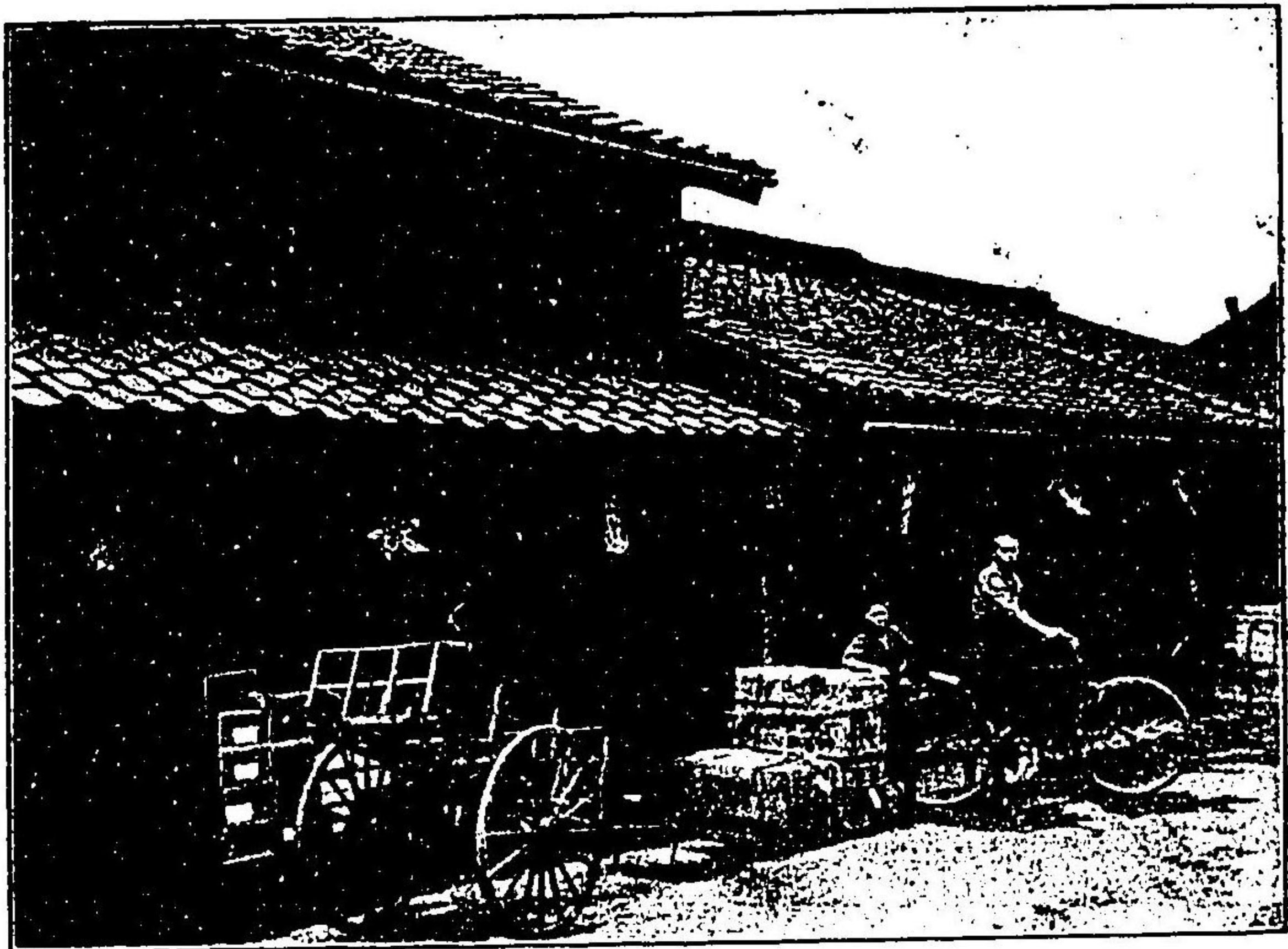
柳田茶店

小諸市町

振替 電話 三三二八七

柳田雜貨店

振替 電話 三三二八七



山崎屋商店

信州小諸町

山崎屋長兵衛

電話長六十六番

▲御祝儀御櫛笄

▲萬小間物

▲化粧品

▲袋物雜貨

信濃國小諸町

角屋權兵衛商店

本店 小諸本町警察署前
支店 小諸與良町東入口

營業品

砂糖、麥粉、飴、洋酒罐詰類
紙類、學校用品、化粧品類
石油、水油、荒物、日用雜貨

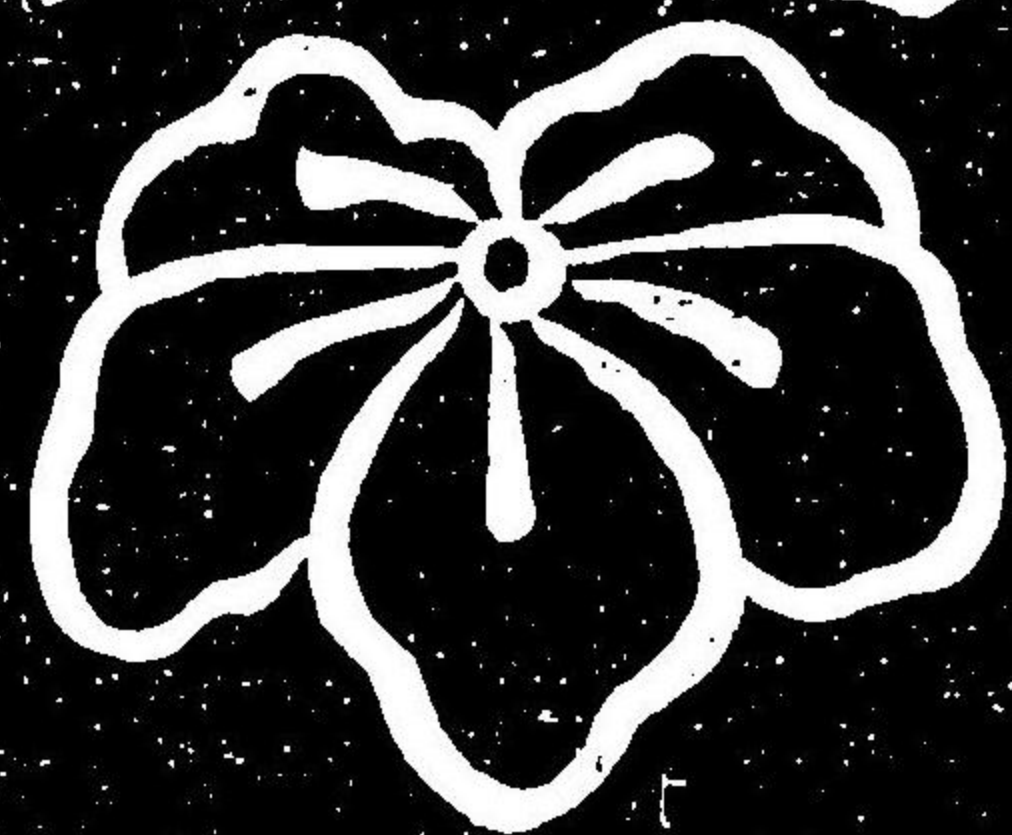
紙油
雜貨

商命 小林吉十郎

信州小諸町 商號中屋

電話三十二番

旅 館



つたな旅店

信州小諸本町

電話長一二一番

浅間登山員、特御便宜ヲ
量り懇切、御案内可申候

山浦孫左衛門

蒸氣晒水飴製造
内外米雜穀肥料販賣

信州上田松尾町

上
飯島本店

電話二百六十番

蒸氣晒水飴製造販賣

東京府大島町

上
飯島支店

電話浪花千五百三十九番

天下の名幅を友とす

限り無き天下の名幅を好む者は來れ
眞筆なる名幅を望む者は來れ

長野縣小諸町赤坂上丁千百三十二番地

書畫骨董賣買交換所

小林孫太郎

號 信濃屋

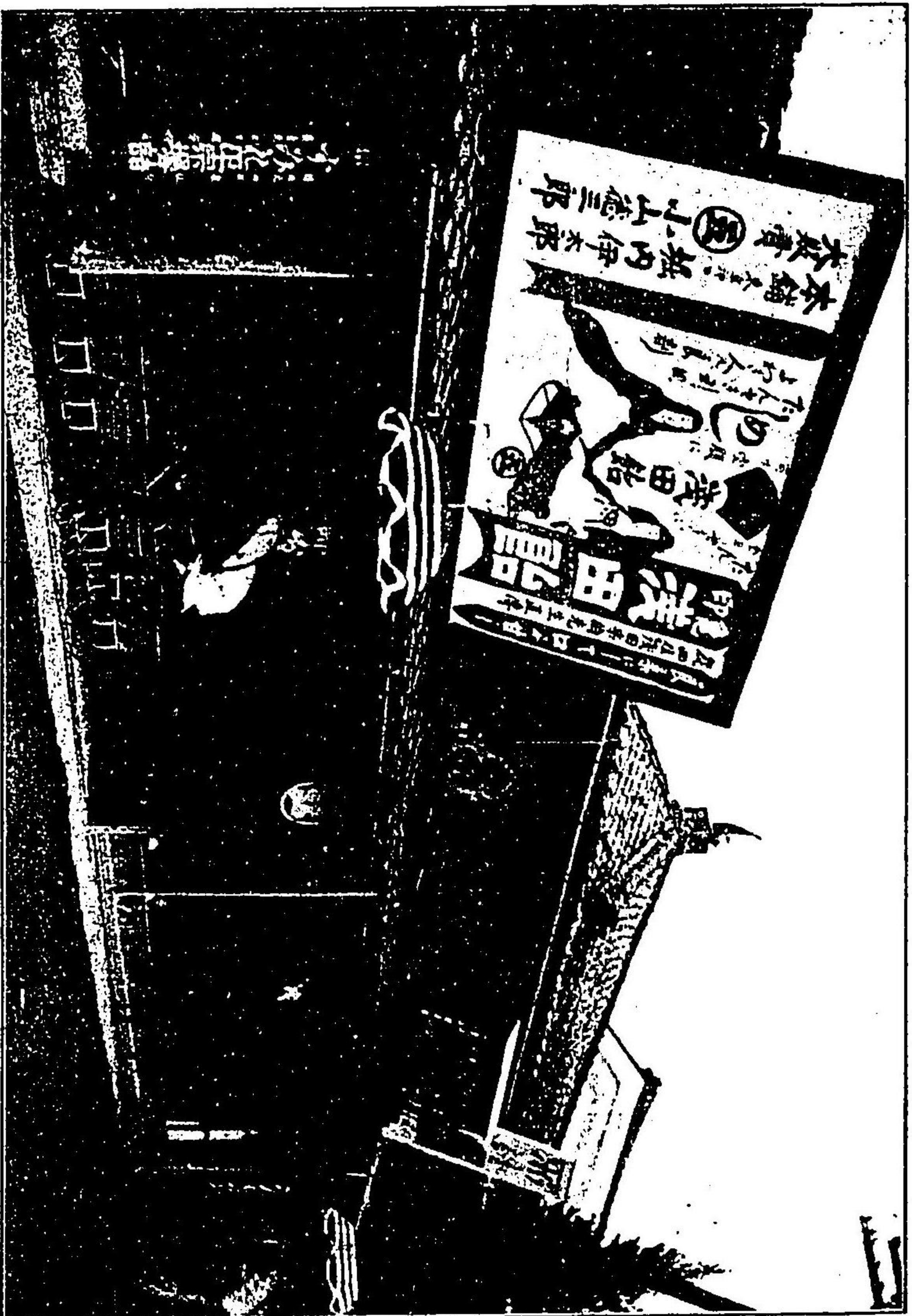
噴火及
山上實景
淺間山繪端書

優美拾貳枚揃 定價金四拾錢 郵税金四錢

長野縣北佐久郡小諸町

小諸學校
編纂 淺間山賣捌所

相場書舍



店 商 郎 三 德 山 小

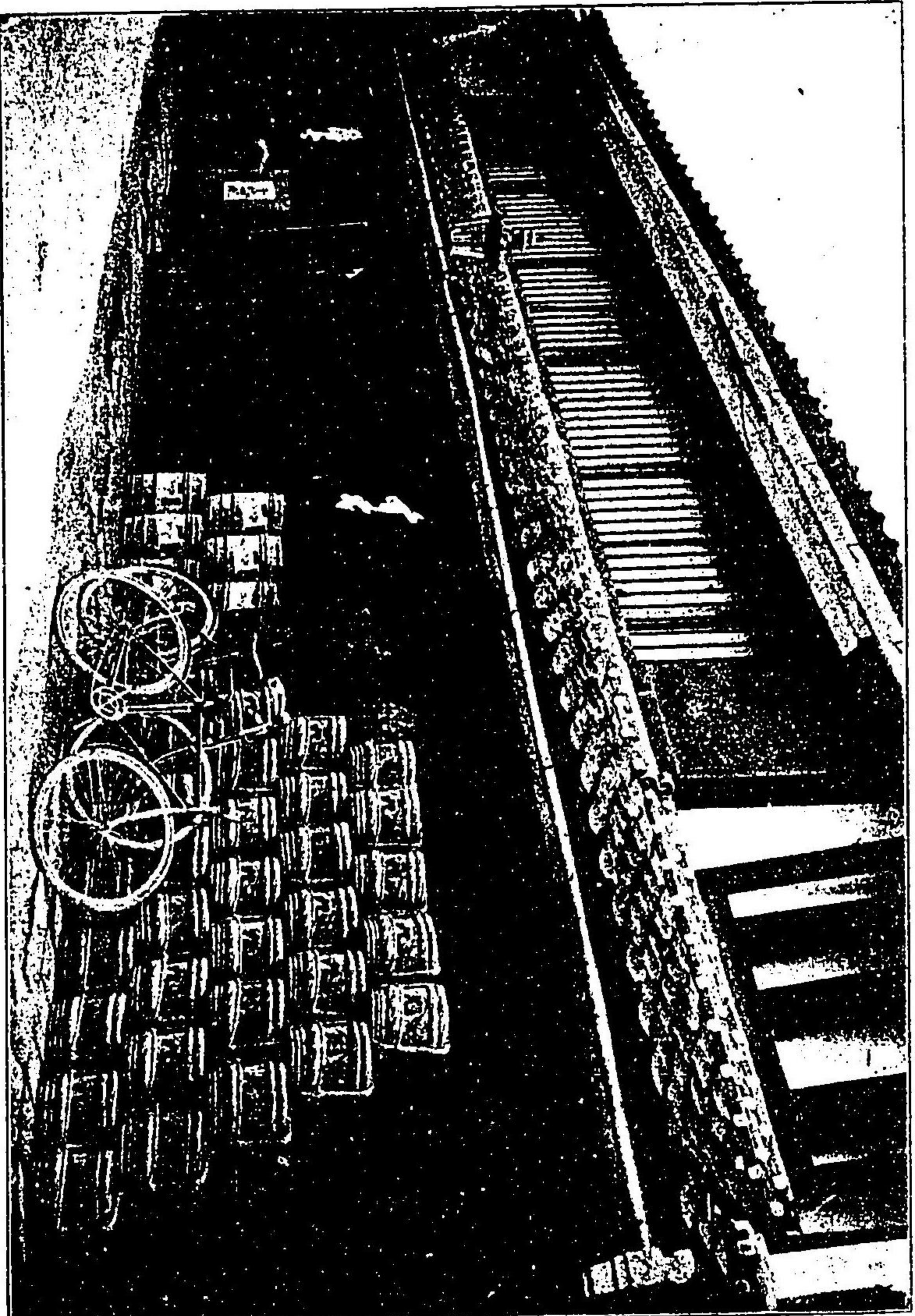
洋 菓 子 洋 酒 洋 鐘 酒 商

信濃國北佐久郡小諸町 號 寸 中

⑤ 小山德三郎

電話 長 十 九 番





店 商 久 屋 酢

領受牌賞ノ位優下縣ヲ於ニ會進共屋古名

諸國豐表 松魚節

味 噌 生 酢

登 録 商 標

上 等 油 醋

(クマヤウヨシ)

町 諸 小 縣 野 長

店 商 久 酢 社 會 資 合

番〇〇二〇一—座口替振 (ヤ)ハ又(クマヤ)路電 番 九 園 話 電

●眞成なる貯金の源泉●

食道樂著者村井弦齋先生序文
和洋割烹研究者田中せい子女史編纂

來る十月三日發行

以上何時にても御注
文次第送本します

實地 經驗

最新野菜料理法

新大和綴クローズ
案金文字入
正金七十錢
郵送料金八錢
こりりかなつき

●典寶るけおに所臺●

お勝手許に、何時も有合せの、野菜類にて、御婦人方の庖刀次第、別に器具器械を要す。二六時中何の時期を問はず、直様珍味が平素御膳に上るのみである。如何なる不時の來客にも、毫も御婦人方に、御手数数をかけざるものは、實に之れ本書の賜ものであります。故に本書をお供になります。全く八百善や宇治の里から、料理博士を御招聘の感あるは勿論、意外にも、月末貯金の増加にて、一家和樂の眞味は、本書を措て、他に得べからざるの眞味があります。斯る一舉兩得の珍書なれば、都鄙上下何れの家庭にも、是非一本のお供は、敢て弊所の幸福のみにあらずして、實に讀者の幸福なり。茲に本書をお勧め申す所以であります。

目次概要 ●蔬菜料理(珍味千品) ●豆腐料理(百種百珍) ●鶏卵料理(百種百珍) ●貯藏法(數百種)
●輕便野菜果實貯藏法(數百種) ●野菜飯(數十種) ●汁類(數十種)

發兌元 東京四谷傳馬町三丁目 田中書籍出版部

(爲替振込四谷宛名は 田中卯之助の事)

●女子にして此の書を読まざる者ありや●

明治四十三年九月十五日印刷
明治四十三年九月十七日發行

淺間山奥附

正價金壹圓五拾錢

郵送料 壹部金拾貳錢

長野縣小諸高等小學校編纂

長野縣北佐久郡小諸町九百七十二番地

代表者 田中直次

發行兼印刷者

田中卯之

東京市四谷區傳馬町三丁目廿四番地

印刷所 田中活版所



307-330

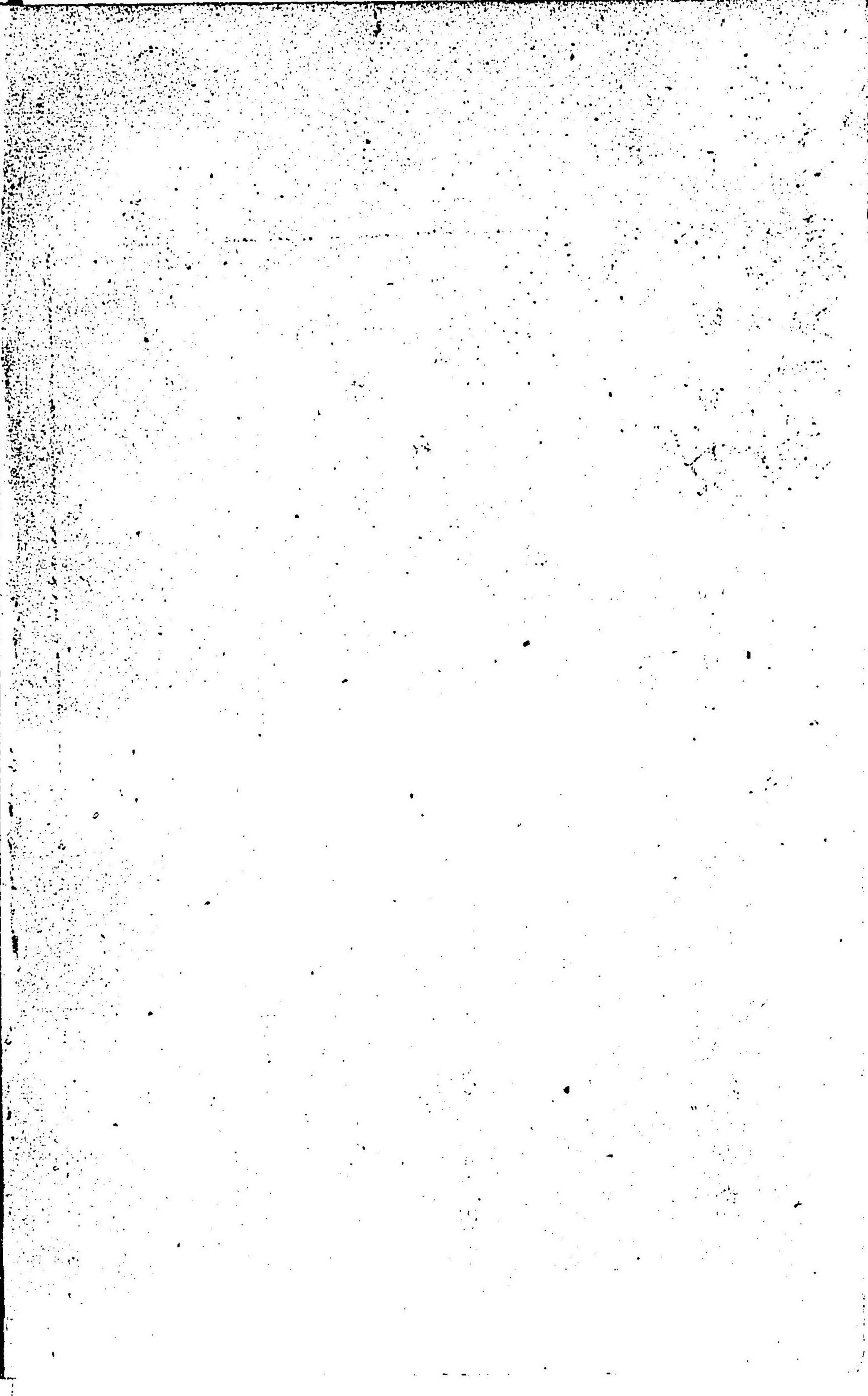
船

和洋割烹

發兌元

東京市四谷區傳馬町三丁目

田中書籍出版部



334

4



024708-000-5

334-4

浅间山

長野県小諸尋常高等小学校／編

M43

ADC-1948



